

Ⅱ 森林法による開発許可 事務取扱要綱等

森林法による開発許可事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項の許可（以下「開発許可」という。）に関する事務処理を円滑に行うため、細部の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において「省令」とは、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）をいう。

2 この要綱において「規則」とは、森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則（平成12年兵庫県規則第77号）をいう。

(開発行為の許可の申請)

第3 開発許可の申請を行おうとする者は、省令第4条に定める申請書（以下「申請書」という。）に、別表1の書類を添付のうえ、当該申請に係る森林の区域（2以上の市町にわたる森林の区域のうち、最大面積の森林の区域をいう。）を管轄する県民局長に2通提出しなければならない。（参考様式第1号）

2 当該申請書が新設のゴルフコースに係るものであるときは、県民局長は、知事に進達するものとする。

(許可又は不許可の通知等)

第4 知事又は県民局長は、第3の開発許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し必要がある場合は現地調査を行い、別に定める基準により森林審議会の意見を聴いたうえで、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 知事は、前項の処分をする場合には、申請書を受理した県民局長を経由して、指令書（様式第9-1若しくは9-2号又は様式第10-1若しくは10-2号）により当該申請者に通知しなければならない。

3 県民局長は、第1項の処分をする場合には、指令書により当該申請者に通知しなければならない。

4 知事又は県民局長は、不許可処分の通知をする場合には、その理由を付さなければならない。

(許可の条件として付された届出書等)

第5 開発許可を受けた者は、規則第3条から第5条までに定める届のほか、開発行為の許可の条件として付された届出書（様式第11号から様式第15号まで）を、県民局長に提出しなければならない。

(先行防災施設に係る届出)

第5の2 先行防災施設とは下流域への災害防止機能を有する洪水調整池、沈砂池、えん堤、暗渠排水施設をいい、造成工事の完成期に設置する開渠排水施設等は除くものとする。

2 開発許可を受けた者は、先行防災施設の施工区域における立木の伐採が完了したときは、速やかに県民局長に届け出なければならない。（様式第11号の2）

3 開発許可を受けた者は、先行防災施設の設置が完了したときは、速やかに県民局長に届け出なければならない。（様式第11号の3）

(先行防災施設の完了確認)

第5の3 県民局長は、第5の2第3項の規定による届出があったときは、遅滞なく当該先行防災施設が許可内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。

- 2 県民局長は、前項の確認の結果、先行防災施設が許可内容に適合していると認めたときは、先行防災施設工事完了確認証（様式第 17 号の 2）を、開発許可を受けた者に交付するものとする。

（工事の施行状況の報告）

第 6 開発許可を受けた者は、県民局長の指示に従い、当該開発行為に関する工事の進捗状況を報告しなければならない（様式第 16 号）。

（工事の完了の届出）

第 7 規則第 3 条に定める届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、第一号及び第二号の図面については、開発許可又は規則第 6 条第 1 項に定める開発行為の内容の変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けたときと同一である場合には、省略することができる。

- 一 土地利用計画図
- 二 残置森林等配置図
- 三 完了状況を示す写真
- 四 工事の施行状況を示す写真

（工事完了の確認）

第 8 県民局長は、規則第 3 条に定める工事完了届の提出があったときは、遅滞なく当該開発行為が許可内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。

- 2 県民局長は、前項の確認の結果、許可内容に適合していると認めたときは、開発行為に関する工事完了確認証（様式第 17 号）を、開発許可を受けた者に交付するものとする。
- 3 工事完了届提出時に植生の定着が確認できない場合は、緑化に関する確認書（様式第 17 号関連参考様式第 1 号）の提出をもって、開発行為に関する工事完了確認証を、開発許可を受けた者に交付することができる。

（開発行為の廃止の届出）

第 9 規則第 4 条に定める届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 廃止後の災害防止方法を示す計画書
- 二 開発行為に係る事業を廃止することを示す書類
- 2 県民局長は、開発行為を受けた者が既に着手済みであり、かつ、開発行為に係る森林の土地の面積が法施行令第 2 条の 3 で定める規模を超えているときに届出のあった場合には、前項第 1 号による計画書の内容と現地の措置が適合しているかどうかを確認しなければならない。

（地位の承継の届出）

第 10 規則第 5 条に定める届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開発許可に基づく地位の承継があったことを証する書類
- 二 開発行為に係る資金及びその調達方法に関する書類（様式第 5 号別紙に掲げる書類）
- 三 資金計画
- 四 承継の原因が、相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）以外の事由による場合は、地権者、自治会、水利権者、漁業権者等から当該承継に対する同意等を得ていることを確認できる書類

（開発行為の事業計画期間）

第 11 開発行為の事業計画期間は 5 年以内とする。

ただし、他法令等で許認可期間が定められている場合には、他法令等の許認可期間と同一とするものとする。

（開発行為の内容の変更の許可申請）

第12 この要綱の第3から第5までの規定は、規則第6条第1項に定める変更許可の申請についても準用する。（参考様式第2号）

（開発行為の内容の軽微な変更）

第13 規則第6条第1項に定める軽微な変更とは、第4の許可を受けた開発区域内における変更のことをいう。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- 一 宅地造成等の工区分けを新たに行う場合及び変更する場合
- 二 開発行為の目的を変更する場合

2 開発許可を受けた者は、前項の軽微な変更を行うときは、様式第15号により県民局長に届け出るものとする。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第14 県民局長は、次に掲げる手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

- 一 第5及び第13第2項の規定による開発行為内容変更の届出
- 二 第6の規定による開発行為施行状況の報告

2 前項の規定による手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 森林法による開発許可事務取扱要綱（平成12年4月1日付け治第144号農林水産局長 通達）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱に定める様式（ただし、第9-1号、第9-2号、第10-1号及び第10-2号を除く。）については、この要綱が施行された日以降であっても、これまでの経過を踏まえ平成17年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱に定める(様式2)別紙1 降雨強度式、雨量強度の一覧表については、この要綱が施行された日以降であっても、これまでの経過を踏まえ、平成28年6月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表 1

- 1 開発行為に係る設計図書等（別表2「設計図の作成要領」により作成する）
- 2 開発行為に係る設計内容を説明した書類（様式第1号「設計説明及び面積等内訳書」及び様式第2号「事業計画書」）
- 3 開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（様式第3号「土地所有者等関係権利者の同意書」）
- 4 開発行為をしようとする事業区域の土地の所在場所、所有者、登記済の権利、同意の有無等を記載した一覧表（様式第4号「開発区域の地番一覧表」）
- 5 開発行為をしようとする事業区域の土地登記簿謄本
- 6 申請者及び施行者が開発行為を行うために必要な信用及び資力について明らかにした開発行為施行能力に関する申告書（様式第5号「申請者・工事施行者の資力、信用及び開発行為施行能力に関する申告書」）
- 7 残置森林、造成森林、造成緑地の維持管理に関する誓約書（様式第6－1号及び様式第6－2号「残置森林等の管理に関する誓約書」）
- 8 開発行為に関し、他法令の許認可等を必要とする場合はその経過を示す書類（様式第7号「他法令との関係及び手続き状況」）
- 9 「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱」に基づく合意形成手続を終了した開発計画説明会実施報告書
- 10 水利権、漁業権を有する者の同意の取得状況一覧表（様式第8号「開発行為により直接影響を受けると見込まれる水利権者等の同意一覧表」）
- 11 開発区域内に水利権又は漁業権を有する者の同意書

別表 2

設計図の作成要領

1/5

番号	図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
	共通		1 縮尺、図面名、開発場所、事業または施設名、申請者名 2 平面図には方位、凡例を明示すること 3 平面図には次を明示すること (1) 開発行為に係る森林の区域（以下、「係る区域」という）を赤線で表示 (2) 開発行為をしようとする森林の区域（以下、「しよう区域」という。）を緑線で表示 (3) 開発行為をしようとする事業区域（以下、「事業区域」という。）を青線で表示	・図面名等は右下に表示する ・赤線は緑及び青線を、緑線は青線を兼ねることができる
1	位置図	1/25,000 以上	1 開発行為をしようとする事業区域（赤線で表示） 2 市役所・町役場、主要道路、鉄道及び駅等の名称 3 河川名	・国土地理院発行の地形図に準拠する
2	区域図	1/2,500 以上	1 事業区域を明示するのに必要な府県界、市町界、市町の区域内の町及び(大字)並びに字の境界と名称 2 事業区域に係る土地の区画及び地番 3 事業区域に係る保安林の区域 4 事業区域に隣接する土地の地番	・現況図と兼ねてもよい
3	現況図	1/2,500 以上	1 事業区域内の (1) 地形（現況線で表示） (2) 河川、沢、湖沼、ため池、湿地、崩壊地等の自然物 (3) 道路、橋、えん堤、家屋等の施設物 (4) 山林、農地、宅地等の地類区分界 (5) 林況 2 事業区域周辺の人家及び公共施設等	・相当範囲の外周区域を包括する
4	土地利用計画平面図	1/2,500 以上	1 工区界 2 造成後の施設及び工作物等の種類ごとの位置及び形状 3 敷地に係る予定建築物等の用途 4 残置森林、造成森林及び造成緑地の区域	・利用区分ごとに色分けする ・予定建築物等の用途は、住宅、共同住宅 店舗、〇〇工場等具体的に表示する
5	造成計画平面図	1/2,500 以上	1 切土及び盛土 2 造成後の施設及び工作物等の種類ごとの位置、形状、規模及び名称 3 切土及び盛土の法面勾配、形状及び記号 4 よう壁の位置、形状及び記号 5 道路の位置、形状、幅員、中心線、測点、勾配及び記号 6 敷地の形状及び計画高 7 洪水調整池の堤頂高、H. H. W. L.、H. W. L.、L. W. L. 及び池底位 8 工区界 9 地形（現況線） 10 縦横断線、谷筋縦断線位置及び記号 11 ベンチマークの位置と高さ	・現況線は細線で表示する ・等高線間隔は2mを標準とする ・切土区域は淡黄色、盛土区域は淡緑色で表示する ・道路、よう壁、法、公園等を色分けする

番号	図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
6	造成計画縦横断面図	1/2,500 以上	1 縦横断面線の記号 2 係る区域、しよう区域、事業区域の境界位置 3 基準線（D. L. ） 4 現況及び計画地盤面 5 切土及び盛土法面の勾配、形状、記号及び色表示 6 計画地盤高 7 がけ、よう壁、道路の位置、形状及び名称 8 ボックスカルバート、暗渠、その他構造物の位置、形状及び名称 9 土地利用計画図に表示した名称（旗揚げ）	・現況線は細線、計画線は太線で表示する ・切土区域は淡黄色、盛土区域は淡緑色で表示する ・横方向は造成計画平面図と同縮尺とする
7	谷筋縦断面図	1/2,500 以上	1 縦断面線記号 2 区域線境界位置 3 基準線（D. L. ） 4 現地盤面及び計画地盤面 5 切土及び盛土の法面勾配、形状、記号及び色表示 6 計画地盤高 7 がけ、よう壁、道路の位置、形状及び名称 8 埋設フトン竈、暗渠、縦排水溝、サンドマット、その他構造物の位置、形状、名称及び規格寸法 9 土地利用計画表示の名称（旗揚げ）	・縦断、横断とも代表的な2点程度 ・谷筋を含まない開発行為などの場合は省略できる
8	土工定規図又は標準断面図	1/200 以上	1 切土法面、盛土法面の高さ及び勾配 2 土質 3 土質区分があるときは、それぞれの土質及び土質の厚さ 4 よう壁、法面保護施設及び排水施設など崖面の保護の方法 5 現況の地盤面 6 がけの前後の地盤面 7 埋設する施設の種類、位置、形状及び記号	・現況線は細線、計画線は太線で表示する
9	流域現況図	1/25,000 以上	1 府県界、市町界 2 河川、水路の名称及び管理者名 3 開発中、開発後のピーク流量を安全に流下させることができない地点（以下「ネック点」という。）の位置、集水面積、ピーク流量及び洪水調整池からの放流量 4 「ネック点」での流域界	・河川と水路は青色で着色する ・ネック点は黄色で着色する
10	排水流域図	1/2,500 以上	1 集水系統の色分け区分 2 地表水及び排水施設の流水方向 3 「排水施設計画取りまとめ表」の符号	・開発区域外の集水状況も表示する ・排水施設平面図と兼ねてもよい。
11	排水施設計画平面図	1/2,500 以上	1 排水施設の位置、種類、材料、形状、延長、内寸法及び勾配 2 排水施設の流水方向 3 呑口、吐口の位置 4 放流先の河川、水路の名称 5 排水施設の記号及び「排水施設計画取りまとめ表」の符号 6 道路、公園、その他の公共・公益的施設及び予定建築物等の敷地の計画高 7 汚水処理場の位置及び形状 8 工区界	・事業区域内の全ての排水施設を包括して表示する ・放流先の河川、水路の表示に必要な範囲の外周区域を含んで表示する

番号	図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
1 2	防災計画平面図	1/2,500 以上	1 地形（現況線で表示） 2 計画道路の位置及び形状 3 雨水排水経路及び土砂流出防止工の位置及び形状 4 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 5 防災施設の設置時期及び設置期間 6 工区界	・完了時点の防災施設を表示する ・防災施設の機能を示す範囲の区域を表示する ・防災施設が判別しにくい場合は別様としてよい ・土地利用計画平面図と同縮尺とする
1 3	仮設防災計画平面図	1/2,500 以上	1 地形（現況線で表示） 2 仮設計画道路の位置及び形状 3 段切工の位置 4 表土の除去範囲 5 ヘドロの除去範囲及び除去深さ 6 仮設の雨水排水経路及び土砂流出防止工の位置及び形状 7 仮設防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 仮設防災施設の設置時期及び設置期間 9 工区界	・仮設時点の防災施設を表示する ・防災施設の機能を示す範囲の区域を表示する ・防災施設が判別しにくい場合は別様としてよい ・土地利用計画平面図と同縮尺とする
1 4	先行防災施設計画平面図	1/2,500 以上	1 地形（現況線で表示） 2 仮設計画道路の位置及び形状 3 段切工の位置 4 表土の除去範囲 5 ヘドロの除去範囲及び除去深さ 6 先行設置する雨水排水経路及び土砂流出防止工の位置及び形状 7 先行設置する防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 先行設置する防災施設の設置時期及び設置期間 9 工区界	・先行防災施設完了時点の防災施設を表示する ・防災施設の機能を示す範囲の区域を表示する ・防災施設が判別しにくい場合は別様としてよい ・土地利用計画平面図と同縮尺とする

1 5	防災 施設等 設計図	1/500 以上	完成時のよう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、沈砂池、洪水調整池等の防災施設の構造図には次の事項を表示する (1) 名称、規格寸法、勾配その他設計諸元 (2) 構造物設置個所にかかる前後の地盤面及び土質 (3) 洪水調節容量、堆砂容量の計算根拠 (4) 現況線、掘削瀬円、埋戻し線、最終仕上げ勾配 参考 1 … よう壁等の構造物の構造図の例 ①正面図、平面図、断面図 ②よう壁等の記号、寸法及び勾配 ③コンクリート等構造物の材料の種類、品質及び寸法 ④透水層の位置及び寸法 ⑤水抜孔の位置、材料及び内径寸法 ⑥構造物の基礎の構造、種類及び寸法 ⑦構造物の基礎地盤の土質 ⑧構造物の基礎杭の位置、材料、形状及び寸法 ⑨構造物を設置する前後の地盤面の形状 参考 2 … 排水施設の構造図の例 ①標準断面図又は正面図、平面図、断面図 ②排水施設の記号、材料、種別、寸法及び勾配 ③コンクリート等排水施設の品質及び寸法 ④水抜孔の位置、材料及び内径寸法 ⑤開渠、暗渠、会所、落差工、呑口、吐口等の構造図 ⑥放流先の河川及び水路の名称、断面、H. W. L. , L. W. L. の水位及び吐口の高さ	・構造図は、正面図、平面図、断面図で表示する
1 6	仮設 防災 施設等 設計図	1/500 以上	仮設時のよう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、沈砂池、洪水調整池等の防災施設の構造図には次の事項を表示する (1) 名称、規格寸法、勾配その他設計諸元 (2) 構造物設置個所にかかる前後の地盤面及び土質 (3) 洪水調節容量、堆砂容量の計算根拠 (4) 現況線、掘削瀬円、埋戻し線、最終仕上げ勾配 ※構造図の参考例は防災施設等設計図に準ずる	・構造図は、正面図、平面図、断面図で表示する
1 7	工作物 構造図	1/100 以上	完成時の工作物構造図には以下事項を表示する 1 施設の名称及び記号 2 施設の材料名及び詳細寸法 参考 … 道路の標準構造図の例 ①道路の記号、幅員構成 ②横断勾配 ③路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法	・橋梁、道路等の工作物を表示する
1 8	仮設工 作物構 造図	1/100 以上	仮設時の工作物構造図には以下の事項表示する 1 施設の名称及び記号 2 施設の材料名及び詳細寸法 ※構造図の参考例は工作物構造図に準ずる	・橋梁、道路等の工作物を表示する

番号	図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
1 9	求積図	1/2, 500 以上	1 係る区域、しよう区域、事業区域の面積 2 残置し又は造成する森林等の面積 3 開発目的の用地、防災施設用地及び道路用地等の用途別の面積 4 2、3の面積は保安林及び普通林ごとの地域森林計画対象民有林とそれ以外に分けて求積する。 5 開発行為の目的で残置森林率を規定している「別荘地の造成、スキー場の造成、ゴルフ場の造成、宿泊施設・レジャー施設の設置」については、残置し又は造成する森林等の面積を、16年生以上と15年生以下に分けて求積する。	・様式第4号「開発区域の地番一覧表」と整合させる ・係る区域、しよう面積は座標値計算等で算出する
2 0	残置森林等配置図	1/2, 500 以上に 並びに 1/5, 000	1 係る区域、しよう区域及び事業区域を明示するのに必要な範囲の府県、市町、市町の区域内の町又は(大字)並びに字の境界と名称 2 1の区域にかかる土地の区画及び地番 3 土地利用計画 4 残置森林、造成森林、造成緑地を色分けし区分する 5 工区界	・造成森林には植栽計画図を作成する
2 1	年次緑化計画平面図	1/2, 500 以上	1 土地利用計画 2 造成後の施設及び工作物等の種類ごとの位置及び形状 3 残置森林、造成森林及び造成緑地の区域 4 各緑化年次計画区域を色分け区分	

設計説明及び面積等内訳書

開発区域に係る事業 及び施設の名称			事業者 氏名			設計者 氏名	
1 設計の方針							
2 開発行為をしようとする土地の現況	区 分				面 積		
	開発行為に係る森林の面積				ha		
	開発行為をしようとする森林の面積				ha		
	開発行為をしようとする事業区域面積				ha		
	所有形態別の 地番の数	区分	地域森林計画 対象民有林		地域森林 計画対象 民有林外	計	率
		所有形態	保安林以外	保安林			
		申請者の所有地					
		買収予定地					
		申請者以外の所有地					
		その他					
	計						
3 開発行為に係る 土地の用途別内訳	開発用地の 面積 (ha) 及び率						
		小 計					
4 残置森 林、造成森林 又は造成緑地 の面積 (ha) 及び率 (率欄は、計 欄の開発行為 をしようとする 森林面積に 対する率)	造成森林…①						
	造成緑地…②						
	開発行為に係る面積計						
	残置森林…③						
	16年生以上						
	15年生以下						
	森林計 (①+③)						
森林と緑地計 (①+②+③)							
5 残置する土地	その他残置する土地						
	残置する土地の合計						
合 計							
そ の 他							

設計説明及び面積等内訳書の記載要領

- 1 「2 開発行為をしようとする土地の現況」欄の「所有形態別の地番の数」欄
 - (1) 「買収予定」は、売買契約を締結したものを記載し、それ以外の欄には記載しないこと。
 - (2) 「その他」は、地上権、借地権等土地を使用する権利を取得しているものを記載すること。
 - (3) 地域森林計画対象森林の内と外にまたがる地番は、該当地番の数を地域森林計画対象民有林の欄に記入すること。地域森林計画対象民有林外の欄を 2 段書きとし、当該地番の数を上段に外数 () 書きで記載すること。
- 2 「3 開発行為に係る土地の用途別内訳」欄
 - (1) 「開発用地の面積」欄は、住宅団地の造成では、住宅用地、道路用地及びその他防災施設等に、ゴルフ場の設置では、コース用地、道路用地及びその他防災施設等に、その他の開発目的では、当該開発目的用地、道路用地及びその他防災施設等に区分すること。
 - (2) 「開発用地の面積」欄では、原則として保安林の欄は記載されないので斜線としてよい。
- 3 率の表示は、%単位で小数第 2 位四捨五入第 1 位止めとすること。
- 4 「4 残置森林、造成森林又は造成緑地の面積及び率」欄
 - (1) 様式第 6－1 号及び様式第 6－2 号「残置森林等の管理に関する誓約書」に係る区域の面積を記載すること。
 - (2) 開発行為の目的が「土石等の採掘」など長期間の全体計画を有するもので、当該誓約書が全体計画完了後の区域を対象としている場合であっても、今回の許可申請に係る開発行為完了後の残置森林等の区域に係る面積を記載すること。
 - (3) ゴルフ場の造成など開発行為の許可基準で残置森林率に関する規定があるもの以外は、16 年生以上及び 15 年生以下の区分欄への記入は要さない。
 - (4) 開発行為の目的が「住宅団地の造成」に係るものについては、開発行為の許可基準の森林率に造成緑地の面積を含めることができる。
- 5 「5 残置する土地」欄の「その他残置する土地」欄は、開発行為をせずに現況で残置する土地のうち、残置森林以外の土地を記載すること。
- 6 各項目とも、面積はヘクタール (ha) を単位として小数第 4 位まで表示すること。
- 7 開発行為変更許可申請書（規則第 6 条）に係る「設計説明及び面積等内訳書」については、変更事項をわかりやすく表示すること。

様式第 1 号の別記

開発行為に係る森林の面積（変更前・後）内訳表

(単位：ha)

区 分		面 積				
開発行為に係る森林の面積・・・(7)+(イ)=(ウ)		ha				
新たな森林の編入面積・・・(7)		ha				
変更前の係る森林の区域での変更後面積・・・(イ)		ha				
区分		地域森林計画対象民有林				
		保安林以外				
		新たな森林の 編入区域	変更前の係る森林の区域での変更内容			計
			変更前の係る 森林の区域	変更前の係る 森林の区域で の縮小森林の 区域	小計	
		(a)	(b)	(c)	(b)-(c)=(d)	(a)+(d)
開発用地 (用途別) 内訳(ha) ・・・①						
	小 計					
造成森林・・・②						
造成緑地・・・③						
開発行為に係る森林の面積計 (①+②+③)		(7)			(イ)	(ウ)

注

- 1 開発行為変更許可申請書（規則第 6 条）には、必要事項を記載して、書類として添付すること。
- 2 各項目とも、面積はヘクタール(ha)を単位として小数第 4 位まで表示すること。

事業計画書

- 1 申請者住所氏名
- 2 事業施行箇所
- 3 事業及び施設の名称
 - (1) 事業の名称
 - (2) 施設の名称
- 4 事業計画の概要
- 5 開発をしようとする区域及び周辺地域等の状況
 - (1) 開発行為をしようとする森林及び流域の現況
 - (2) 周辺地域及び流域における施設の状況
 - (3) 水の利用状況
 - (4) 周辺地域の自然環境及び生活環境の状況
- 6 土地の選定理由

注 意 事 項 及 び 記 載 例	◎ 開発行為は、原則として現地形に沿って実施し、移動土砂量は必要最小限度とするよう計画する。 ◎ この事業計画書の記載事項の順序は、様式のとおりとすること。また、該当のない項目は空欄とせず、例えば、「該当なし」等と記載する。 1 「2 事業施行箇所」は、開発行為をしようとする事業区域の所在場所を記載する。 2 「3（１） 事業の名称」は、例えば、住宅団地の造成事業、工場・事業場用地の造成事業、太陽光発電施設の造成事業、ゴルフ場の設置、レジャー施設の設置、農用地の造成事業、土石等の採掘事業（碎石）、残土処分場等と記載する。 3 「3（２）施設の名称」は、例えば、〇〇団地、〇〇会社〇〇工場、〇〇カントリー、〇〇会社〇〇採石場、〇〇採石、〇〇工場などと記載する。 4 「4 事業計画の概要」について （１）例えば、住宅団地の造成にあつては、計画戸数、人口、住棟の形態等を、ゴルフ場の場合はコース規模等と、土石の採取等の場合は供給計画、主たる販路等を記載する。 （２）土工量(過不足の場合は対応等)の計画を記載する。 （３）開発面積が必要最小限度である理由を説明する。 5 「5（１） 開発行為をしようとする森林及び流域の現況」は、地況（位置(市役所(町役場)、主要道路、鉄道、主要施設等からの位置関係)、標高(最高点、最低点、標高差)、地形(形状と斜面の方位、勾配)、地質等)、林況（樹種及び分布状況、林齢等）、「公益的機能別施業森林」の有無(森林法第10条の5に基づく「市町村森林整備計画」における設定状況(含まれる場合は名称))、その他について記載する。 6 「5（２） 周辺地域及び流域における施設の状況」について （１）開発区域に接する住宅、農地、公園、鉄道、道路、河川その他の施設の状況を記載する。 （２）河川は、正式名称(〇級河川□□川)と開発区域から河川への排水経路を記載する。 （例）開発区域の雨水排水は、△△川から〇級河川〇〇川を経て〇級河川□□川へ流出している。 等 7 「5（３） 水の利用状況」は、開発行為により直接影響を受けると見込まれる水利権者等の有無や対応状況等を記載する。 8 「5（４） 周辺地域の自然環境及び生活環境の状況」について （１）環境アセスメント等の環境調査を行った場合は、概要を記載する。 （２）稀少な動植物等が存在する場合は、対応を記載する。 （３）「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱」に基づき周辺自治会への説明会等を開催した自治会名等と、開発区域から当該周辺自治会等の位置関係等を記載する。 9 「6 土地の選定理由」について （１）立地条件、周辺の土地利用の状況等も踏まえて、具体的に記載する。 （２）当該開発区域に「公益的機能別施業森林」を含むときは、他に適地を求められなかった理由等を詳細に記載する。
--	---

7 利用計画

(1) 全体計画と期別計画の概要

(2) 転用後の土地の利用関係（面積）

※ 設計説明及び面積等内訳書に記載のとおり

(3) 一時的利用後における措置

(4) 周辺地域の森林施業に対する配慮

(5) 周辺住民の生活及び産業活動に対する配慮

注 意 事 項 及 び 記 載 例	1 「7（1） 全体計画と期別計画の概要」は、該当する場合のみ、具体的（全体と期別のそれぞれの区域面積、期間等を中心に）図面等を添付して説明を記載する（工区分けをした場合等）。 2 「7（2） 転用後の土地の利用関係（面積）」は、設計説明及び面積等内訳書と同じ場合は、その旨を記載して表を省略できる。 3 「7（3） 一時的利用後における措置」は、造林の実施等を含めて従前の効用を回復する措置を記載すること。ただし、環境保全計画と重複する部分は省略できる。 4 「7（4） 周辺地域の森林施業に対する配慮」は、例えば開発により道路が分断される場合、付替道路を設置する等の配慮を記載する。 5 「7（5） 周辺住民の生活及び産業活動に対する配慮」について （1）「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱」の周知計画に基づく説明会等で、周辺自治会等からの意見書に対する対応等を記載する。 （2）周辺自治会等と開発行為の実施に伴う協定書等を締結した場合は、例えば〇〇自治会と□□についての協定を締結している等の内容を記載する。 （3）開発行為の実施に伴い地域住民の生活・環境の保全を図るため申請者が関係地方公共団体と環境保全に関する協定等を締結する場合は、名称と概要を記載する。
--	--

8 事業に要する経費及び資金の調達方法

(1) 事業に要する経費

項 目	経 費	備 考
	千円	

(2) 資金の調達方法

資 金 総 額	資 金 の 調 達 方 法		
	種 類	金 額	備 考
千円	自 己 資 金	千円	
	補 助 金		
	融 資		
	製 品 売 上 金		

1 「8（1） 事業に要する経費」は、下記〔例〕を参考にして記載する。なお、下表の内「用地欄」は下記による。

- ① 賃借権による許可申請の場合は、「経費」欄に開発行為に要する期間の賃借料を記入し、「備考」欄に「賃借料」と記載する。
- ② 買収済みなどで所有権を有するときは、「備考」欄に買収の年月日を記入する。

〔例〕

項 目	経 費	備 考
用 地 費		
採 掘 経 費		
防災施設工事費		
諸 掛 費		
予 備 費		
計		

項 目	経 費	備 考
用 地 費		
土 木 工 事 費		
防災施設工事費		
建 築 工 事 費		
諸 掛 費		
予 備 費		
計		

2 「8（2） 資金の調達方法」について

- （1）「防災施設工事費」は、自己資金が「防災施設工事費」を上回る経費を確保する。
- （2）「防災施設」とは、擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。
- （3）「備考」欄は、例えば「資料No ○ 残高証明書（○○補助金交付決定通知書、 ○○銀行融資証明書、……）のとおり」と記載し、土石の採掘の場合で製品売上金を資金とするときは、「資料No○ 製品売り上げ予定表のとおり」と記載する。
- （4）補助金や助成金等で交付決定通知がない場合は、当該交付申請書の写し及び当該交付事務を担当する機関名及び部課（係名、電話番号を含む）を記載した書類を添付する。
- （5）「種類」欄は必要に応じ適宜増減できる。

9 事業計画の実施方法

(1) 工事仕様書

(2) 開発行為の施行工程

予定工期：許可日の翌日以降 ～ 年 月 日まで(カ月)

(3) 土木工事の工種・数量

工 種	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考

1 「9（1） 工事仕様書」は、基本方針と使用する仕様書の名称を記載し、詳細は別添とする。

（例）詳細は、資料No. ○（工事仕様書）のとおり

2 「9（2） 開発行為の施行工程」について

（1）予定工期は、申請手続期間を考慮した終期を記載する。

（2）「10 防災施設計画」と併せて記載し、土工・伐開に先行して、調整池、沈砂池、柵工等の防災施設を施工するよう計画する。

（3）開発行為の計画が長期間にわたるものの一部についての開発許可申請の場合は、全体計画との関連を明らかにした工程とする。

（例）

工程 施設 (工事)の概要	ヶ月								備 考
	1	2	3	4	5	6	○		
	・	・	・	・	・	・	・		

大きくなるときは別添とする。

3 「9（3） 土木工事の工種数量」について

（1）合計金額は、「8（1） 事業に要する経費」の金額と合致させる。

（2）数量は規格毎に算出し工種ごとに小計を入れる。

（例）

工 種	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
準備工		1.0 式	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円	
切 土		〇〇〇〇m ³	〇〇〇〇		
盛 土		〇〇〇〇m ³	〇〇〇〇		
道路工	幅員〇m				
〇〇工					
計					

(4) 切土

ア 切土勾配

イ 切土の方法及び法面保護

(5) 盛土又は捨土

ア 盛土又は捨土の勾配

イ 盛土又は捨土の方法及び法面保護

ウ 盛土の管理体制（開発行為の目的が「その他（土砂埋立）等」（高盛土等）の場合に記載）

(6) その他

注 意 事 項 及 び 記 載 例	1 「9（4）ア 切土勾配」、「9（5）ア 盛土又は捨土の勾配」について （1）仕上がり勾配の適用基準や設計方針等を記載する。 （2）開発行為の過程で暫定的な勾配を設ける場合又は、部分的に箇所毎に異なる部分のあるときは理由を説明し、防災計画平面図に位置を示す。 （3）最大切土高と盛土高の該当箇所を記載する。 （例）最大切土高 □□m、横断図NO.○○、最大盛土高 □□m、横断図NO.○○ 等 2 「9（4）イ 切土の方法及び法面保護」は、切取の順序、小段の幅、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載する。 3 「9（5）イ 盛土又は捨土の方法及び法面保護」について （1）盛土又は捨土を行う前の地盤改良の方針、運土計画(仮置方法含む)、時期、周辺区域からの雨水流入対策、施工前の地盤の段切り、盛土内排水対策、盛土材料の確認方法、締固めの方法、小段の幅、高さ、排水施設等の基準、のり面保護の方法を記載する。 （2）捨土を事業区域外で処理する場合は、処分先、処分方法等を記載する。 （3）開発行為の目的が「その他（土砂埋立）等」の場合において、盛土の安定性の照査は「林道技術基準」（平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知）及び「道路土工・盛土工指針」（社団法人日本道路協会）に準拠し、特に盛土の構造が次のような場合には、安定計算等により安全性の確認方法等を記載する。 ・高さ15mを超える盛土（高盛土） ・急な法面勾配の盛土 ・流水、湧水、浸透水等の影響を受ける盛土 ・不安定な基盤地盤上の盛土 ・基礎地盤に馴染まない長い薄層の盛土 ・人家、学校、道路等に隣接する盛土 （4）盛土安定計算等をした場合は、安定計算の適用基準と方法、計算因子(土質定数、設計水平震度等)、及び解析結果を記載する。 4 「9（5）ウ 盛土の管理体制」は、盛土材料の土質定数の試験方法及び頻度や、安定処理等の盛土品質管理等の具体的な管理方法を記載する。 5 「9（6） その他」について （1）その他の土木工事の設置、施行の基準を記載する。 例えば道路の構造・公園・下水道等の設置基準等も記載する。 （2）開発行為の目的が「土石等の採掘」の場合は、①採取する岩石の種類、②採掘の方法、③採掘手段（使用機械の名称、台数、能力等）、④運搬機械（名称、台数、能力等）等について記載する。
--	---

10 防災施設計画

(1) 工事防災計画書

(2) 防災施設等の工種・数量

区 分	工 種	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	

1 「10(1) 工事防災計画書」は、宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等技術マニュアル(兵庫県まちづくり部 建築指導課)【参考資料編】6 防災計画書作成例を参考に作成すること。
また、工事着手時には再度計画を検討し、開発行為着手届出書(様式第11号)に添付し提出すること。

1 「10(2) 防災施設等の工種数量」について

(1) 各工種は規格毎に分類し、小計をとる。

(2) 合計金額は「8(1) 事業に要する経費」の金額と合致させる。

(例)

区 分	工 種	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
法面保護・ 緑化工	よう壁工					
	法 枠 工					
	種子吹付					
	計					
埋 設 工	暗 渠 工	礫	m			
	暗 渠 工	φ200有孔	m			
		φ300有孔	m			
	小 計		m			
	フ ト ン 竈					
	計					
排水施設工	ヒューム管工	φ300	m			
		φ600	m			
	小 計					
	U型水路工	U-240	m			
		U-300	m			
	小 計					
	計					
土砂流出 防止施設・ 洪水調節工	えん堤工					
	洪水調整池					
	沈砂池					
	〇〇〇〇工					
	計					
合計						

(3) よう壁等の設計根拠

(4) フトン竈等埋設工の設計根拠

(5) 排水施設計画

ア 排水施設計画取りまとめ表

ブ ロ ッ ク 番 号	流出係数別集水面積						雨水流出量			排 水 施 設							安 全 率 Q2/Q1	備 考
	裸 地 0.9	草 地 0.8	山 地 0.7	原 野 0.6	河 川 1.0	池 沼 0.7	集 水 面 積 A	流 出 係 数 f	雨 水 流 出 量 Q1	種 類	断 面 積 a	径 深 R	粗 度 係 数 n	勾 配 I	流 速 V	排 水 流 量 Q2		
	ha	ha	ha	ha			ha		m ³ /S		m ²				m/S	m ³ /S		

イ 雨水流出量算出根拠

ウ 排水施設流量の算出根拠

- 1 「10(3) よう壁等の設計根拠」について
 - (1) 設置の考え方、適用基準、設計に使用した因子、土質試験の結果等を記載する。
 - (2) 安定計算の数値は、「開発許可基準の運用細則」各項の基準を満たすものとする。
 - (3) 資料の多い場合は別添とする。
(例) 資料No. ○ (○○○○) のとおり
- 2 「10(4) フトン竈等埋設工の設計根拠」はフトン竈、暗渠工、堅排水溝、その他埋設工の構造決定の根拠、設置箇所選定の基準等を記載する。
(例) フトン竈工等は、宅地造成等規制法の宅地造成技術マニュアルに準拠し、フトン竈工の高さは盛土高の1/5以上の高さとし、間隔は50～100m程度等とする。等(資料の多い場合は別添とする。)
- 3 「10(5) ア 排水施設計画取りまとめ表」は、ブロック数が多い場合は別表とする。
- 4 「10(5) イ 雨水流出量算出根拠」、「10(4) ウ 排水施設流量の算出根拠」について
 - (1) 原則として次式により算出する。

$$Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

$$[Q_1 = \text{雨水流出量}(\text{m}^3/\text{s}), f = \text{流出係数}, r = \text{設計雨量強度}(\text{mm/hr}), A = \text{集水区域面積}(\text{ha})]$$

$$f(\text{流出係数}) \text{ は、次表を参考として面積を加重平均したものを使用すること。}$$

土 地	係数	土地利用の参考例
1 宅地その他の樹林地又は草地でない土地(5及び6の土地を除く。)	0.9	宅地、市街地、工業団地、駐車場、裸地 等
2 ゴルフ場その他の草地であって、平らでない土地(5及び6の土地を除く。)	0.8	ゴルフ場、放牧場、採草地、主に草本で緑化された人工法面 等
3 山林その他の樹林地であって、平らでない土地(5及び6の土地を除く。)	0.7	山地、森林、丘陵地
4 原野その他の樹林地又は草地であって、平らな土地(5及び6の土地を除く。)	0.6	原野(未利用草地、樹林地(平地)、畑 等
5 河川その他の水を流出させるための利用に供されている土地(6の土地を除く。)	1.0	河川、水路、調整池 等
6 池沼、水田その他の雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する効果のある用に供されている土地	0.7	池沼、水田、ため池 等
7 太陽光発電パネル自体に供されている土地	1.0	太陽光発電パネル

設計雨量強度(r)は、次表の単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とすること。

ただし、調整池を介さない流域において、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いること。また、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設)等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

なお、「保全対象が事業区域に隣接する」とは、事業区域の下流側50m以内に保全対象が存在することをいう。

流 域 面 積	単 位 時 間 (雨水到達時間)	本県で想定される雨量強度
50 ha以下	10 分	(様式2) 別紙1
50～100 ha	20 分	〃
100～500 ha	30 分	〃

(雨水流出量算出根拠：例)

$$Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

$$\left\{ \begin{array}{l} Q_1 = \text{雨水流出量}(\text{m}^3/\text{s}) \\ f = \text{流出係数}(\text{林地}=0.00, \text{草地}=0.00, \text{裸地}=0.00 \text{を使用}) \\ r = \text{設計雨量強度} = 000\text{mm/hr} \\ A = \text{集水区域面積}(\text{ha}) \text{の計算式で算出した。} \end{array} \right.$$

(排水施設計画取りまとめ表の流出係数は面積加重平均した)
(次頁に続く)

エ 流末処理の方法

(6) 土砂流出防止施設計画

ア 土砂流出防止施設計画取りまとめ表

区分番号	プロジェクト番号	集水区域の状況				土 砂 流 出 量										貯 砂 施 設			安全率	備 考
		集水面積 ha	状 況				裸 地				草地又は耕地				計					
			裸地	耕地	草地	林地	面積	ha	期	土砂量	面積	ha	期	土砂量	土砂量	種類及び構造	数量	貯砂量		
			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m ³ /年)	(年)	(m ³)	(ha)	(m ³ /年)	(年)	(m ³)	(m ³)		(個)	(m ³)		
工事中																				
	計																			
工事後																				
	計																			

イ えん堤等の設計根拠

</

(7) 洪水調整計画

ア 概要

(ア) 流域変更

(イ) 洪水調節の方式

(ウ) 洪水調整池の配置

(エ) 洪水調整池諸元一覧表

項目		基準値	計算結果		備考
			1号	2号	
流出係数	森林	0.7			
	造成緑地	0.8			
	〇〇用地				
	加重平均				
降雨確率		30年			
降雨時到達時間(分)					
比流量($\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$)					
集水面積(ha)					
直接放流面積(ha)					
放流量	開発前洪水流量(m^3/s)				
	開発後洪水流量(m^3/s)				
	許容放流量(m^3/s)				
	計画放流量(m^3/s)				
計画容量	土砂流入量(m^3)				
	堆砂容量(m^3)				
	必要調整容量(m^3)				
	調整池容量(m^3)				
計画高	常時水位高(N. W. L) (m)				
	計画洪水水位高(H. W. L) (m)				
	異常洪水水位高(H. H. W. L) (m)				
洪水吐	洪水吐流量(m^3/s)				
	計画洪水吐流量(m^3/s)				
オリフィス(cm)					

(8) 飛砂、落石、なだれ等の災害防止措置

(9) 仮設の防災施設の設置

(10) 防災施設等の維持管理

7 「10(6)イ えん堤等の設計根拠」について

(1) 設置の考え方、適用基準、設計に使用した因子、土質試験の結果等を記載する。

(2) 資料の多い場合は別添とする。

(例) 資料No.○ (○○○○○) のとおり

1 「10(7) 洪水調整計画」は、開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官通知)、及び開発行為の許可基準等の運用について(令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官通知)の基準を適用し、総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)により策定すること。同条施行規則第3条に規定する開発行為届の写し、及び重要調整池の設置等に関する要綱第7条に定める適合審査結果通知の写しを別に添付し、その結果を事業計画書に転記する。

1ha以下の太陽光発電施設の設置を目的とする開発など、同条例の適用とならない場合も同様に策定し、事業計画書に添付すること。

森林法においては、洪水調節容量は開発中及び開発後のピーク流量を、開発前のピーク流量以下まで調節できるものであることを基本としている。また、太陽光発電設備設置箇所における流出係数が総合治水条例と異なるため策定には留意すること。

2 「10(7)ア(ア) 流域変更」は、流域変更の有無を記載する。流域変更は原則禁止とするが、やむを得ず流域変更を行う場合はその理由、区域面積、関係水利権者や関係機関との協議結果等を記載し、流域変更箇所がわかる略図を添付する。(別添○○資料のとおりと省略せず、事業計画書の中に含める。)

3 「10(7)ア(ウ) 洪水調整池の配置」について

(1) 洪水調整が合理的に行える施設の配置であることを説明するとともに、開発区域から河川までの水系及び洪水調整池の配置が明確となる略図を添付する。(別添○○資料のとおりと省略せず、事業計画書の中に含める。)

(2) 直接放流区域がある場合は、概要と関係機関との協議結果等を記載する。

4 「10(7)ア(エ) 洪水調整池諸元一覧表」は、洪水調整池が複数ある場合は、1枚にとりまとめるうえ別紙とする。(別添○○資料のとおりと省略せず、事業計画書の中に含める。)

1 「10(9) 仮設の防災施設の設置」について

災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行うこと。

1 「10(10) 防災施設等の維持管理」について

(1) 開発行為の施行中および完了後において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法を記載する。

(2) 記載内容

ア 開発行為の施行中における維持管理の方法として、以下の内容を記載する。

(ア) 点検のスケジュール(点検対象、及び点検時期又は点検頻度を記載することとし、点検時期は「○月」、点検頻度は「○か月ごと」のように具体的に付すこと(「洪水期に○回」などのように、具体的な時期が不明確となる記載は避けること)。

(イ) 個別の点検項目(防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等を記載すること。)

1 1 水の確保等の計画

(1) 水量の確保の必要性等

ア 必要性の有・無及び理由

イ 確保の方法

(2) 水質悪化の防止措置

(3) 仮設の貯水池等の設置

(4) 貯水池等の維持管理

注 意 事 項 及 び 記 載 例	(前頁より続く) (ウ) 点検結果に応じて必要となる対応(損傷箇所の修繕、堆積した土砂の除去等を記載すること。) (エ) 点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法(点検又は対応した箇所ごとに記録すること。) イ 開発行為の完了後における維持管理の方法をアと同様に記載する。 1 「11(1)ア 必要性有・無及び理由」について (1) 開発区域から取水しているなど周辺における水利用の実態等からみて、当該地が開発されることによって、周辺地の生活又は生産活動のための水の確保に支障が生じるかどうか、その必要性の有無を具体的に記載する。 (2) どこの住民がどのように水利用をしているか実態を具体的に記載する。 2 「11(1)イ 確保の方法」について (1) 貯水池又は導水路の設置等その措置方法を具体的に記載する。 (2) 導水路の設置等により用水を取水する場合は、その水源に係る河川管理者等の同意の状況等についても記載する。 3 「11(2) 水質悪化の防止措置」は、土砂の流出による水質の悪化防止のため、工事中の汚濁防止を含めてどのような措置を講じるかを具体的に記載する。 4 「11(3) 仮設の貯水池等の設置」は、仮設の貯水池等を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行うこと。 5 「11(4) 貯水池等の維持管理」については、開発行為の施行中および完了後において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法を記載する。
--	--

1 2 環境保全計画

(1) 残置森林、造成森林及び造成緑地の面積及び比率

※ 様式第1号「設計説明及び面積等内訳書」に記載のとおり

(2) 森林の配置等

(3) 造成森林及び緑地等の造成方法(植栽樹種、植栽本数等)

(4) 緑化計画（開発行為の目的が「土石等の採掘」の場合に記載）

（様式2）別紙2「緑化計画書」により記載する。

(5) 残置する森林等の維持管理方法

(6) 景観の維持対策

(7) その他

注 意 事 項 及 び 記 載 例	1 「12(1) 残置森林、造成森林及び造成緑地の面積及び比率」について (1) 「設計説明及び面積等内訳書」に記載するものと同じ場合は、省略できる。 なお、省略せずに記載する場合は、様式第1号の附「設計説明及び面積等内訳書記載要領」に準じる。 (2) 太陽光発電パネルを用いた発電施設の設置を計画した事業の場合には、「開発行為の許可基準等の運用について」（令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官通知）の別記5の第3の表を適用する。 2 「12(2) 森林の配置等」は、事業区域周辺部や事業区域内の森林の配置状況を記載する。 (例) 事業区域周辺部は、国道に接する区域は残置森林で40m幅の森林帯を、その他の区域は進入路を除く区域で残置森林と造成森林で幅30mの森林帯を配置した。また、事業区域内には開発行為に係る1箇所当たりの面積がおおむね20ha以下となるよう残置森林と造成森林により30m幅の森林帯を2箇所配置した。等 3 「12(3) 造成森林及び緑地の造成方法」について (1) 植栽樹種の選定理由を記載する。 (2) 植栽の樹種、本数、植栽密度等を具体的に記載する。 (3) 使用する種子は、種子名と選定理由を記載する。 (例) 種子は、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応（兵庫県）」のブラックリスト以外の種子を選定し使用する。等 (4) 事業区域周辺や事業区域内の獣害状況と造成森林及び緑地の獣害対策を記載する。 4 「12(4) 緑化計画」は、開発行為の目的が「土石等の採掘」にあつては、環境の保全と創造に関する条例第108条の2第1項に規定する土石採取等遵守基準に基づき緑化計画を策定することとし、別紙「緑化計画書」に具体的に記載する。 5 「12(5) 残置する森林等の維持管理方法」は、申請書に添付する様式第6-1号及び様式第6-2号の「残置森林等の管理に関する誓約書」に基づく維持管理に基づき、具体的に記載する。 6 「12(6) 景観の維持対策」は、景観を維持する必要がある場合に、景観保全のための手法を具体的に記載する。 7 「12(7) その他」は、環境保全等に関する関係市町等との協定締結の有無について記載し、必要により関係資料を添付する。 (例) 資料No ○ 「○○○に関する協定書」のとおり、○年○月○日付けで○○市と□□についての協定を締結している。
--	---

1 3 その他参考となる事項

(1) その他

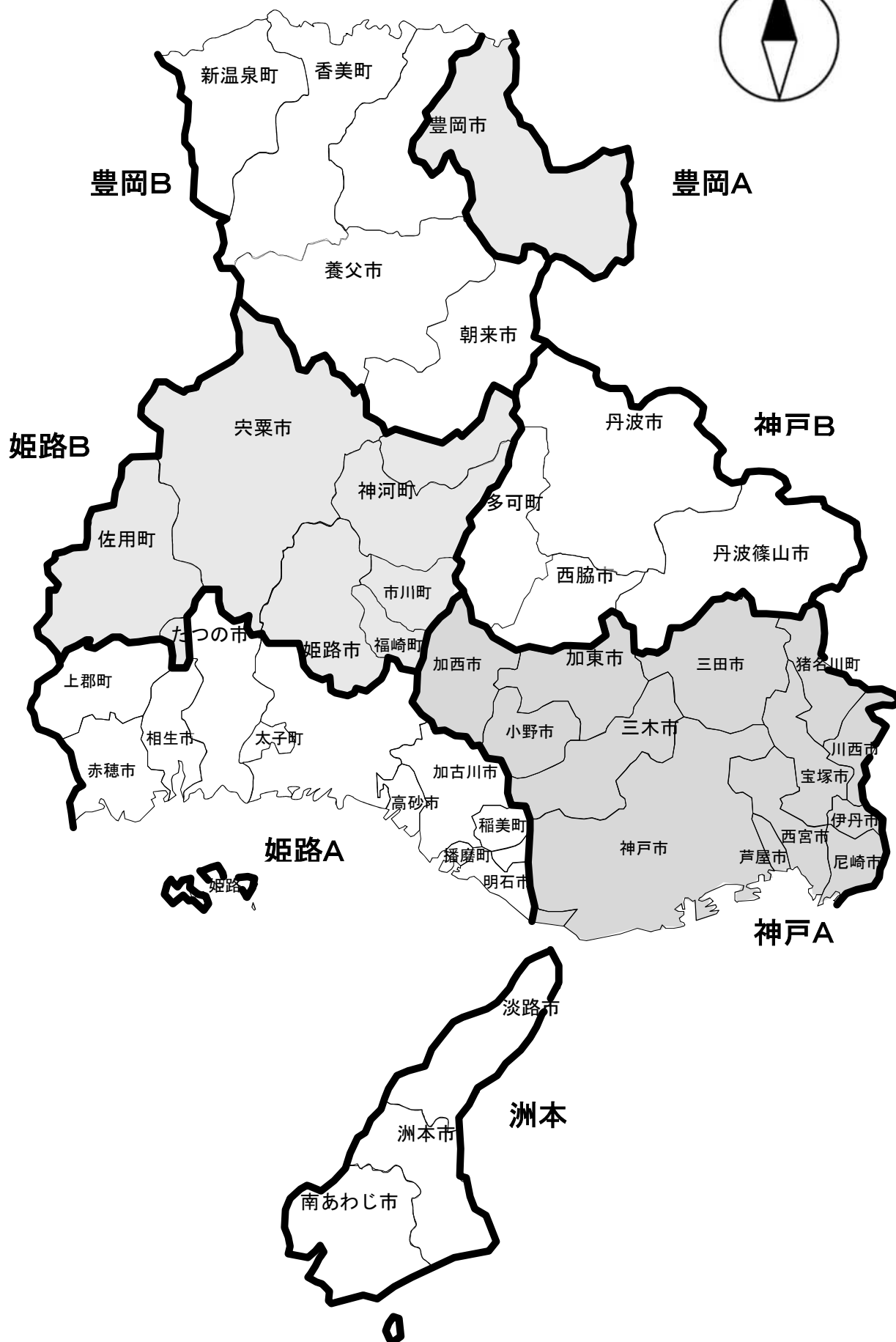
注 意 事 項 及 び 記 載 例	1 「13 (1) その他」について (1) 開発行為の目的が「土石等の採掘」の場合は、過去の採取実績表（過去3ヶ年分以上）を資料として添付する。 (2) 開発行為の対象となっていない施設（例下記）の管理者の取得状況を下の例を参考にして記載する (例)																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>管 理 者</th> <th>同 意 年 月 日</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水施設(上水道)</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>資料No. ○のとおり</td> </tr> <tr> <td>排水施設(下水道)</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>消 防 水 利 施 設</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>取 付 先 道 路</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>放 流 先 水 路</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 教 育 施 設</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 電 気 施 設</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ ガ ス 施 設</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 輸 送 施 設</td> <td></td> <td>・ ・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種 別	管 理 者	同 意 年 月 日	摘 要	給水施設(上水道)		・ ・	資料No. ○のとおり	排水施設(下水道)		・ ・	〃	消 防 水 利 施 設		・ ・	〃	取 付 先 道 路		・ ・	〃	放 流 先 水 路		・ ・	〃			・ ・				・ ・				・ ・		※ 教 育 施 設		・ ・		※ 電 気 施 設		・ ・		※ ガ ス 施 設		・ ・		※ 輸 送 施 設		・ ・	
	種 別	管 理 者	同 意 年 月 日	摘 要																																																				
	給水施設(上水道)		・ ・	資料No. ○のとおり																																																				
	排水施設(下水道)		・ ・	〃																																																				
	消 防 水 利 施 設		・ ・	〃																																																				
	取 付 先 道 路		・ ・	〃																																																				
	放 流 先 水 路		・ ・	〃																																																				
			・ ・																																																					
			・ ・																																																					
			・ ・																																																					
	※ 教 育 施 設		・ ・																																																					
	※ 電 気 施 設		・ ・																																																					
	※ ガ ス 施 設		・ ・																																																					
	※ 輸 送 施 設		・ ・																																																					
※印の施設の同意は、20ha未満の開発行為の場合は不要です。																																																								

降雨強度式、雨量強度の一覧表

適用地域

地区名	県民局名	事務所名	地 域
神戸A	神戸	神戸	神戸市(明石川流域以東)
	阪神北	阪神	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡猪名川町
	東播磨	加古川	明石市(明石川流域以東)
	北播磨	加東	三木市、小野市、加西市、加東市
神戸B	北播磨	加東	西脇市、多可郡多可町
	丹波	丹波	丹波篠山市、丹波市
姫路A	神戸	神戸	神戸市(明石川流域から西側)
	東播磨	加古川	明石市(明石川流域から西側)、加古川市、高砂市、加古郡稲美町、加古郡播磨町
	中播磨	姫路	姫路市(夢前町・安富町・香寺町は除く)
	西播磨	光都	相生市、赤穂市、たつの市(千種川流域は除く)、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町
姫路B	中播磨	姫路	姫路市(夢前町・安富町・香寺町)、神崎郡市川町、神崎郡福崎町、神崎郡神河町
	西播磨	光都	宍粟市、たつの市(千種川流域)、佐用郡佐用町
	但馬	朝来	朝来市(市川流域)
豊岡A	但馬	豊岡	豊岡市(竹野町・日高町は除く)
豊岡B	但馬	豊岡	豊岡市(竹野町・日高町)、美方郡香美町、美方郡新温泉町
		朝来	養父市、朝来市(市川流域は除く)
洲本	淡路	洲本	洲本市、南あわじ市、淡路市

適用区分地図



(別表 1)

降雨強度式・雨量強度の一覧表

算出式

$$r \text{ (mm)} = \frac{a}{(t^n + b)}$$

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	431.4	517.7	572.2	629.4	533.5	586.9	368.8
			b	1.374	1.374	2.507	2.507	2.166	2.166	0.972
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
2	10			80.6	96.7	80.0	88.0	78.4	86.2	89.2
	20			58.2	69.9	57.9	63.7	56.0	61.6	67.7
	30			47.6	57.1	47.0	51.8	45.1	49.6	57.2
	40			41.0	49.2	40.3	44.3	38.5	42.3	50.5
	60			33.1	39.7	32.1	35.3	30.5	33.6	42.3
	80			28.3	34.0	27.2	29.9	25.7	28.3	37.2
	100			25.0	30.1	23.8	26.2	22.5	24.8	33.6
	120			22.6	27.2	21.3	23.5	20.1	22.2	30.9

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	505.3	606.4	674.4	741.8	612.8	674.1	426.3
			b	1.405	1.405	2.809	2.809	2.269	2.269	0.965
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
3	10			93.8	112.6	90.5	99.6	88.7	97.5	103.3
	20			67.9	81.5	66.3	72.9	63.6	69.9	78.4
	30			55.5	66.6	54.1	59.5	51.4	56.5	66.2
	40			47.9	57.5	46.5	51.1	43.9	48.3	58.5
	60			38.7	46.4	37.2	40.9	34.8	38.3	48.9
	80			33.1	39.7	31.6	34.7	29.4	32.4	43.0
	100			29.3	35.1	27.7	30.5	25.7	28.3	38.9
	120			26.5	31.8	24.9	27.3	23.0	25.3	35.8

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	586.0	703.2	788.7	867.6	705.2	775.7	484.7
			b	1.405	1.405	3.106	3.106	2.439	2.439	0.952
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
5	10			108.8	130.6	101.8	112.0	99.6	109.6	117.8
	20			78.8	94.5	75.3	82.8	71.9	79.1	89.4
	30			64.4	77.3	61.8	68.0	58.3	64.1	75.4
	40			55.5	66.6	53.3	58.6	49.9	54.9	66.6
	60			44.8	53.8	42.8	47.1	39.7	43.7	55.7
	80			38.4	46.1	36.4	40.0	33.6	36.9	49.0
	100			34.0	40.8	32.0	35.2	29.4	32.3	44.3
	120			30.7	36.8	28.7	31.6	26.3	29.0	40.7

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	638.5	766.2	856.4	942.0	759.9	835.9	533.6
			b	1.465	1.465	3.197	3.197	2.473	2.473	1.065
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
7	10			117.2	140.7	109.3	120.2	106.8	117.5	126.2
	20			85.1	102.2	81.1	89.2	77.2	84.9	96.4
	30			69.7	83.6	66.6	73.3	62.7	68.9	81.6
	40			60.2	72.2	57.5	63.3	53.6	59.0	72.2
	60			48.6	58.4	46.2	50.9	42.7	47.0	60.6
	80			41.7	50.0	39.4	43.3	36.1	39.7	53.3
	100			36.9	44.3	34.6	38.1	31.6	34.8	48.2
	120			33.3	40.0	31.1	34.2	28.4	31.2	44.4

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	691.8	830.2	931.3	1,024.4	820.6	902.7	582.9
			b	1.498	1.498	3.336	3.336	2.596	2.596	1.148
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
10	10			126.3	151.5	116.7	128.4	113.4	124.7	135.2
	20			91.8	110.2	87.0	95.7	82.4	90.6	103.7
	30			75.2	90.3	71.7	78.9	67.0	73.7	88.0
	40			65.0	78.0	62.0	68.1	57.4	63.2	78.0
	60			52.6	63.1	49.9	54.9	45.8	50.4	65.5
	80			45.0	54.0	42.5	46.8	38.8	42.7	57.8
	100			39.9	47.9	37.4	41.2	34.0	37.4	52.3
	120			36.1	43.3	33.7	37.0	30.5	33.5	48.2

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	845.0	1,014.0	1,142.4	1,256.6	991.5	1,090.7	732.9
			b	1.553	1.553	3.578	3.578	2.715	2.715	1.368
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
30	10			152.7	183.2	139.0	152.9	134.8	148.3	161.8
	20			111.4	133.6	104.4	114.8	98.3	108.2	125.5
	30			91.4	109.6	86.3	95.0	80.2	88.2	107.1
	40			79.0	94.8	74.8	82.3	68.8	75.7	95.3
	60			63.9	76.7	60.4	66.5	55.0	60.5	80.4
	80			54.8	65.8	51.6	56.7	46.6	51.3	71.1
	100			48.6	58.3	45.5	50.0	40.9	45.0	64.5
	120			43.9	52.7	40.9	45.0	36.7	40.3	59.5

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	1,007.9	1,209.5	1,376.3	1,513.9	1,176.8	1,294.5	898.7
			b	1.645	1.645	3.815	3.815	2.819	2.819	1.578
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
100	10			179.1	215.0	162.7	179.0	157.7	173.5	189.6
	20			131.3	157.5	123.1	135.4	115.5	127.1	148.5
	30			107.9	129.5	102.2	112.4	94.3	103.8	127.4
	40			93.4	112.1	88.7	97.6	81.1	89.2	113.7
	60			75.7	90.9	71.9	79.1	64.9	71.3	96.4
	80			65.0	78.0	61.5	67.6	55.0	60.5	85.4
	100			57.6	69.1	54.3	59.7	48.3	53.1	77.6
	120			52.2	62.6	48.9	53.8	43.3	47.7	71.7

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	789.6	947.5	1,070.9	1,178.0	930.4	1,023.4	677.8
			b	1.538	1.538	3.538	3.538	2.700	2.700	1.294
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
20	10			143.1	171.7	130.9	144.0	126.7	139.4	152.1
	20			104.3	125.1	98.2	108.0	92.4	101.6	117.5
	30			85.5	102.6	81.2	89.3	75.3	82.8	100.1
	40			73.9	88.7	70.3	77.3	64.6	71.1	89.0
	60			59.8	71.8	56.8	62.4	51.6	56.8	75.0
	80			51.3	61.5	48.4	53.3	43.7	48.1	66.2
	100			45.4	54.5	42.7	47.0	38.4	42.2	60.0
	120			41.1	49.3	38.4	42.3	34.4	37.9	55.3

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	883.7	1,060.4	1,203.3	1,323.6	1,035.6	1,139.2	772.1
			b	1.567	1.567	3.687	3.687	2.744	2.744	1.422
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
40	10			159.3	191.1	144.5	158.9	140.2	154.2	168.4
	20			116.3	139.5	108.8	119.7	102.4	112.7	131.0
	30			95.4	114.5	90.2	99.2	83.5	91.9	111.9
	40			82.5	99.0	78.2	86.0	71.7	78.9	99.7
	60			66.8	80.1	63.3	69.6	57.3	63.0	84.2
	80			57.3	68.7	54.1	59.5	48.6	53.5	74.5
	100			50.7	60.9	47.7	52.5	42.6	46.9	67.6
	120			45.9	55.1	43.0	47.2	38.3	42.1	62.4

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	915.0	1,098.0	1,246.9	1,371.6	1,070.5	1,177.6	804.7
			b	1.594	1.594	3.730	3.730	2.768	2.768	1.462
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
50	10			164.1	196.9	148.9	163.8	144.5	158.9	174.0
	20			120.0	143.9	112.4	123.6	105.6	116.2	135.6
	30			98.5	118.2	93.2	102.5	86.2	94.8	116.0
	40			85.2	102.2	80.8	88.9	74.0	81.4	103.3
	60			69.0	82.8	65.4	72.0	59.2	65.1	87.4
	80			59.2	71.0	55.9	61.5	50.2	55.2	77.3
	100			52.5	62.9	49.3	54.3	44.0	48.4	70.2
	120			47.5	57.0	44.4	48.9	39.5	43.5	64.8

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	940.0	1,128.0	1,279.7	1,407.7	1,097.6	1,207.4	827.9
			b	1.623	1.623	3.741	3.741	2.770	2.770	1.487
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
60	10			167.7	201.3	152.7	167.9	148.1	162.9	178.1
	20			122.8	147.3	115.2	126.7	108.3	119.1	138.9
	30			100.9	121.0	95.5	105.1	88.3	97.2	118.9
	40			87.3	104.7	82.9	91.2	75.9	83.5	106.0
	60			70.7	84.9	67.1	73.8	60.7	66.7	89.7
	80			60.7	72.8	57.4	63.1	51.4	56.6	79.4
	100			53.8	64.6	50.6	55.7	45.1	49.7	72.1
	120			48.7	58.4	45.6	50.1	40.5	44.6	66.5

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	959.6	1,151.5	1,307.2	1,437.9	1,121.3	1,233.4	848.4
			b	1.619	1.619	3.750	3.750	2.778	2.778	1.506
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
70	10			171.4	205.6	155.8	171.4	151.1	166.2	181.7
	20			125.4	150.5	117.6	129.3	110.5	121.6	141.9
	30			103.0	123.6	97.5	107.3	90.2	99.2	121.5
	40			89.1	107.0	84.6	93.1	77.5	85.2	108.3
	60			72.2	86.7	68.5	75.4	61.9	68.1	91.7
	80			62.0	74.4	58.6	64.4	52.5	57.8	81.2
	100			54.9	65.9	51.7	56.8	46.1	50.7	73.7
	120			49.7	59.7	46.6	51.2	41.4	45.5	68.1

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	978.0	1,173.6	1,332.5	1,465.8	1,142.1	1,256.3	866.3
			b	1.628	1.628	3.775	3.775	2.798	2.798	1.534
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
80	10			174.4	209.2	158.3	174.2	153.5	168.9	184.5
	20			127.6	153.2	119.6	131.5	112.3	123.6	144.2
	30			104.9	125.9	99.2	109.1	91.7	100.9	123.6
	40			90.8	108.9	86.1	94.7	78.8	86.7	110.2
	60			73.6	88.3	69.8	76.7	63.0	69.3	93.4
	80			63.1	75.8	59.6	65.6	53.5	58.8	82.7
	100			56.0	67.2	52.6	57.9	46.9	51.6	75.1
	120			50.6	60.8	47.4	52.2	42.1	46.3	69.4

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	994.3	1,193.2	1,353.1	1,488.4	1,164.1	1,280.5	884.0
			b	1.644	1.644	3.773	3.773	2.850	2.850	1.561
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
90	10			176.8	212.1	160.8	176.9	155.4	170.9	187.2
	20			129.5	155.4	121.5	133.6	113.9	125.3	146.5
	30			106.5	127.7	100.8	110.8	93.1	102.4	125.6
	40			92.1	110.6	87.5	96.2	80.0	88.0	112.1
	60			74.7	89.7	70.8	77.9	64.0	70.4	95.0
	80			64.1	76.9	60.6	66.6	54.4	59.8	84.1
	100			56.8	68.2	53.4	58.8	47.7	52.5	76.5
	120			51.5	61.7	48.1	53.0	42.8	47.1	70.6

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	1,062.2	1,274.6	1,455.0	1,600.5	1,244.0	1,368.4	952.3
			b	1.682	1.682	3.877	3.877	2.893	2.893	1.617
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
150	10			187.6	225.1	170.8	187.9	165.1	181.6	199.3
	20			137.7	165.2	129.4	142.3	121.2	133.4	156.4
	30			113.3	135.9	107.5	118.3	99.1	109.1	134.2
	40			98.1	117.7	93.4	102.8	85.3	93.8	119.9
	60			79.6	95.5	75.8	83.3	68.3	75.1	101.7
	80			68.3	82.0	64.8	71.3	58.0	63.8	90.2
	100			60.6	72.7	57.2	63.0	50.9	56.0	82.0
	120			54.9	65.8	51.6	56.7	45.7	50.3	75.8

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	1,099.9	1,319.9	1,509.5	1,660.5	1,287.7	1,416.5	991.2
			b	1.701	1.701	3.902	3.902	2.909	2.909	1.650
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
200	10			193.6	232.3	176.7	194.4	170.5	187.6	206.0
	20			142.2	170.6	133.9	147.3	125.3	137.8	161.9
	30			117.0	140.5	111.3	122.5	102.5	112.7	139.1
	40			101.4	121.7	96.8	106.5	88.2	97.0	124.3
	60			82.3	98.7	78.5	86.4	70.6	77.7	105.5
	80			70.7	84.8	67.2	73.9	60.0	66.0	93.6
	100			62.7	75.2	59.3	65.3	52.7	57.9	85.1
	120			56.7	68.1	53.5	58.8	47.3	52.0	78.6

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a	1,153.6	1,384.3	1,593.0	1,752.3	1,350.2	1,485.2	1,045.3
			b	1.730	1.730	3.982	3.982	2.966	2.966	1.686
			n	0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
300	10			202.0	242.4	184.7	203.2	177.5	195.2	215.6
	20			148.6	178.3	140.4	154.4	130.7	143.7	169.7
	30			122.4	146.9	116.8	128.5	107.0	117.7	145.9
	40			106.1	127.3	101.6	111.8	92.1	101.3	130.5
	60			86.1	103.3	82.5	90.8	73.8	81.2	110.8
	80			74.0	88.8	70.6	77.7	62.7	69.0	98.3
	100			65.6	78.7	62.4	68.6	55.1	60.6	89.4
	120			59.4	71.3	56.3	61.9	49.5	54.4	82.7

緑 化 計 画 書

- 1 全体採掘期間 ○○年 ～ ○○年 (○○年間)
(※採掘開始年次より最終採掘年次まで記載)

- 2 緑化計画工程表 (別紙)

- 3 緑化面積

区 分	開発行為 に係る面積①	緑化面積			開発用地面積 (①-④)
		造成森林②	造成緑地③	計(②+③=④)	
面積(m ²)					
率(%)	100				

(※率欄は、開発行為に係る面積に対する率)

- 4 緑化計画

- (1) 緑化全体計画 (採掘開始年次より最終採掘年次までの緑化計画)

区 分	期 間	面積 (m ²)	率 (%)	緑化工内容				
				種子吹付 (m ²)	〇〇〇工 (m ²)	植栽H=3.0m (本)	植栽H=2.0m (本)	植栽H=1.0m (本)
既造成森林	年～ 年							
既造成緑地	年～ 年							
計画造成森林	年～ 年							
計画造成緑地	年～ 年							
計	年間							

※1 面積計欄は、「3 緑化面積」の緑化面積計欄と一致する。

2 既造成森林、既造成緑地欄は、前回開発行為(変更)許可等期間中までに緑化が完了した区域面積であり、また計画造成森林、計画造成緑地欄は、今回開発行為(変更)許可等による期間に緑化を計画している区域面積であり、暫定緑化面積は含まない。

3 率欄は、開発行為に係る面積に対する率とする。

- (2) 今回開発行為(変更)許可申請等に係る工期の緑化年次計画
(暫定緑化を含まない。)

年 次		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	計
面 積 (m ²)							
緑 化 工 内 容	種子吹付(m ²)						
	〇〇〇工(m ²)						
	植 栽 (本)	H=3.0m					
		H=2.0m					
		H=1.0m					
		計					
	樹種						

(3) 今回開発行為（変更）許可申請等に係る工期の暫定緑化年次計画

(単位 面積：㎡、率：％)

年 次		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次
①	今回申請等の工期中に生じるのり面面積					
②	①で暫定緑化を行う面積					
③	①で遮蔽措置を行う面積					
④	②+③					
⑤	④/①×100					
⑥	上記以外で暫定緑化を行う面積					
②の暫定緑化工種						
③の遮蔽措置工種						

※1 ⑤が、50％未満となる場合は、別紙に理由を記載する。

5 添付図面

年次緑化計画平面図（1/2,500以上、各緑化年次計画区域を色分け区分）

緑化計画工程表（例）

全体採掘期間 ○○年 ～ ○○年（○○年間）

緑化 区域	工程 工種	○年度				○年度				○年度				○年度				○年度			
		1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
	種子吹付																				
	○○○工																				
	ひょうご元気松 植栽																				
進 捗 状 況	緑化面積（㎡）																				
	植栽本数																				

- ※ 1 工程表は、今回開発行為（変更）許可申請等工期の期間を記入する。
 2 緑化区域欄には番号を入れ、年次緑化計画平面図の施工区域（緑化工等）を示す番号と一致するように年次緑化計画平面図に番号を記入する。

土地所有者等関係権利者の同意書

1 開発行為者氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

2 開発区域に含まれる地域の名称

上記に係る開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施については、異議がないので同意します。

権利の対象物	対象物の所在地	権利の種類	同意年月日	権利者の住所、氏名	印
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		

- 注 (1) 「権利の対象物欄」は、土地、池沼、建築物等の別を記入し、() 内には、土地については地目を、建築物については用途を記入してください。
- (2) 「権利の種類欄」には、所有権、賃借権、その他の権利を記入してください。
- (3) 工事の妨げとなる者の印鑑証明書（法人の場合は、代表者事項証明書も）を裏面に貼付してください。
- (4) 共有等で1人毎に同意書を取った場合は、同意印の欄に「別紙」と記入の上、その同意書を貼付してください。

開 発 区 域 の 地 番 一 覧 表

〔 地域森林計画対象民有林（普通林）
地域森林計画対象民有林（保安林）
地域森林計画対象民有林外 〕

所 在 地			地目	所 有 者		登記済の権利		同意の 有 無	係る 森林の 地番	残置森林 等の誓約 の地番	対象森林 内外に 重複する 地番
(大字)	字	地番		住 所	氏 名	種 類	氏 名				
計											

注 1 地域森林計画対象民有林（普通林）、地域森林計画対象民有林（保安林）、地域森林計画対象民有林外ごとに作成する。
2 「係る森林の地番」、「残置森林等の誓約の地番」、「対象森林内外に重複する地番」欄は、該当する場合に○印を記入する。

申 請 者
工事施行者 の資力、信用及び開発行為施行能力に関する申告書

氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 名)								
住 所 (所 在 地)								
創立（営業）後の沿革等								
登録 法令 による	建 築 業 法 宅 地 建 物 取 引 業 法 そ の 他						資 本 金	万円
							主たる取引 金 融 機 関	
※ 資 産 の 状 況								
※ 納 税 額	税区分 年度区分	法人税又は 所 得 税	事 業 税	市 町 民 税	固定資産税	そ の 他	計	
	年度 (前 年 度)	円	円	円	円	円	円	
	年度 (前々年度)	円	円	円	円	円	円	
職員数	事務職 労務職	人 人	技術職 計	人 人	建設機械 種別台数			
主な役員及び技術者名	役 職 名	氏 名	年 令	在 社 年 数	資 格 免 許 、 学 歴 、 そ の 他			
実績 最近の開発事業に関する	事 業 名 (工 事 名)	事 業 主 元 請 の 区 別	場 所	面 積	許、認可番 号 年 月 日	着 工 年 月 完 成 年 月	検 査 済 証 交 付 日	工 事 高
				m ²				万円
				m ²				万円
				m ²				万円
				m ²				万円
上記のとおり申告します。 年 月 日 兵 庫 県 知 事 様 (兵庫県〇〇県民局長) 申告者氏名								

- 注 1 工事施行者に係る申告書については、※印の欄は記入を要しない。
 2 別紙に掲げる書類を添付する。

資力、信用及び開発行為施行能力に 関する申告書に添付する書類

区 分	添 付 書 類	申 請 者	
		法 人	法人でない 団体又は 個 人
1 申請者の資力及び 信用に関する書類	(1) 法人の登記事項証明書及び定款※ ¹	○	—
	(2) 団体の規約等組織運営に関する定めをした書類 代表者の氏名	—	○
	(3) 最近の事業年度における財務諸表及び法人事業税に 関する納税証明書	○	—
	(4) 最近の事業年度における所得税に関する納税証明書	—	○
	(5) 所有する固定資産の評価額証明書	—	○
	(6) 預金残高証明書	○	○
	(7) 銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書	○	○
	(8) 宅地建物取引業法第2条第2号の業として行う者は、同第3条第1項 に規定する宅地建物取引業者の免許を証する書類	○	○
	(9) 印鑑証明書	○	○
	(10) 代表者事項証明書（資格証明書）※ ²	○	—
	(11) 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に 必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従ってい ない者に該当しないことを誓約する書類 ※ ³	○	○
2 工事施行者の能力 に関する書類	(1) 法人の登記事項証明書及び定款	○	—
	(2) 団体の規約等組織運営に関する定めをした書類 代表者の氏名	—	○
	(3) 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を証 する書類	○	○

※1 (1)定款については、令和4年11月15日付け4林整治第1188号「林野庁長官通知開発行為の許可基準の運用」別記14(7)により、定款の添付が求められています。

※2 (10)代表者事項証明書により、申請者の「代表権に関して制限が無く当該開発行為の権限を有する」ことを確認する必要があります。

※3 (11) 誓約書の様式は任意ですが、表題、提出日、提出先、誓約者の住所・氏名及び具体的な誓約内容を記載してください。

残置森林等の管理に関する誓約書

年 月 日

兵庫県知事（兵庫県〇〇県民局長） 様

※1（林地開発許可申請者）

※1住 所

※1氏 名

※2印

電話（ ） — 番

電子メール

次の残置森林及び造成森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

ただし、この誓約書に関わらず、開発行為完了後に地元自治会と残置森林等の維持管理に関する協定（別記様式）を締結した場合は、その協定内容に従います。

残置森林等の所在場所	※3
残置森林等の区域	別添図面のとおり（※4）

記

（残置森林等の保存）

- 1 残置森林及び造成森林は森林として維持管理し、他の用途に転用しません。

（地域森林計画の遵守）

- 2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

（造林の実施）

- 3 残置森林のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

- 4 残置森林等について適切な保育管理を行います。

（伐採の届出）

- 5 地域森林計画の対象となる森林の区域で残置森林等の立木を伐採する場合は、あらかじめ、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を管轄する市（町）長に届出ます。

（誓約事項の承継）

- 6 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡するときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

- ※注 1 当該残置森林等を利用する権原を有した権利者が開発許可申請者以外の者である場合は、利用する権原を有する者ごとに開発許可申請者あてに誓約し、この誓約を受けた開発許可申請者は当該残置森林等を含めてすべてを知事あてに誓約する。
- 2 開発許可申請者から県知事（県民局長）あての誓約については、押印は要さない。
- 3 残置森林等の所在する地番は、全て記入すること。なお、欄内に入りきらない場合は別紙とする。
- 4 添付図面の作成は別表2による。

残置森林等の維持管理に関する協定書

森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）の開発許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成した森林（以下「残置森林等」という。）を適正に維持管理するため、〇〇〇〇（開発行為者等）を「甲」、〇〇自治会を「乙」として、以下の条項により残置森林等の維持管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（区域の表示ほか）

第1条 残置森林等の区域

残置森林等の所在場所	（別添一覧表としてもよい。）
残置森林等の区域	※ 別図のとおり。

2 開発行為の許可年月日等

林地開発許可の年月日 及び番号	
開発行為の完了年月日	

（協定の期間）

第2条 協定の期間は次のとおりとする。

始期 〇〇年〇〇月〇〇日

終期 〇〇年〇〇月〇〇日 （※10年間を標準とする。）

（現況の保存）

第3条 甲は、残置森林等の有する環境の保全機能を配慮し、森林以外の土地利用を行わずに現況を保存するものとする。

2 甲は、やむを得ず残置森林等の区域で森林以外の土地利用をしようとするときは、乙と協議のうえ、協定の内容を変更するか又は新たに協定を締結するものとする。

（森林計画）

第4条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等及び法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象となる残置森林等においては、当該計画に従って施業することを旨としなければならない。

（保育と補植）

第5条 甲は、下草の繁茂や立木の疎密状態など残置森林等の状況に応じ、下刈や間伐など適切な保育作業を行うほか、立木の枯損などにより残置森林等の公益的機能が低下したときは、適切な種類の樹木を適切な時期に補植するよう努めるものとする。

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第6条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等の区域で立木を伐採をするときは、法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書を〇〇市（町）長に提出しなければならない。

（承継）

第7条 甲は、残置森林等の所有権その他森林（等）を利用する権利を他に移譲するときは、この協定事項を当該権利者に承継します。

（法令の遵守）

第8条 甲は、残置森林等に関して法令に定める規定があるときは、当該法令の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 甲は、この協定の期間が終了したときは、乙と協議のうえこの協定内容に準じた協定を締結するよう努めるものとする。

2 残置森林等の取扱いでこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議をしてその取扱いを定めるものとする。

この協定締結の証として本証2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとし、甲は、その写しを県民局長に提出することとする。

年 月 日

甲	住所 氏名	(開発行為者)
	(住所 氏名)	(森林所有者)
乙	住所 氏名	(自治会長)

※ 1 添付する平面図及び位置図は、森林法による開発許可事務取扱要綱別表2の残置森林等配置図及び位置図に準じて作成すること。

残置森林等の管理に関する誓約書

年 月 日

兵庫県知事（兵庫県〇〇県民局長） 様
※1（林地開発許可申請者）

※1住 所

※1氏 名

※2印

電話（ ） — 番
電子メール

次の残置森林、造成森林及び造成緑地（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

ただし、この誓約書に関わらず、開発行為完了後に地元自治会と残置森林等の維持管理に関する協定（別記様式）を締結した場合は、その協定内容に従います。

残置森林等の所在場所	※3
残置森林等の区域	別添図面のとおり（※4）

記

（残置森林等の保存）

- 1 残置森林及び造成森林は森林として、造成緑地は緑地として維持管理し、他の用途に転用しません。

（地域森林計画の遵守）

- 2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

（造林の実施）

- 3 残置森林のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

- 4 残置森林等について適切な保育管理を行います。

（伐採の届出）

- 5 地域森林計画の対象となる森林の区域で残置森林等の立木を伐採する場合は、あらかじめ、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を管轄する市（町）長に届出ます。

（誓約事項の承継）

- 6 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡するときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

- ※注 1 当該残置森林等を利用する権原を有した権利者が開発許可申請者以外の者である場合は、利用する権原を有する者ごとに開発許可申請者あてに誓約し、この誓約を受けた開発許可申請者は当該残置森林等を含めてすべてを知事あてに誓約する。
2 開発許可申請者から県知事（県民局長）あての誓約については、押印は要さない。
3 残置森林等の所在する地番は、全て記入すること。なお、欄内に入りきらない場合は別紙とする。
4 添付図面の作成は別表2による。

残置森林等の維持管理に関する協定書

森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）の開発許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成した森林 ※（及び緑地）（以下「残置森林等」という。）を適正に維持管理するため、〇〇〇〇（開発行為者等）を「甲」、〇〇自治会を「乙」として、以下の条項により残置森林等の維持管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（区域の表示ほか）

第1条 残置森林等の区域

残置森林等の所在場所	（別添一覧表としてもよい。）
残置森林等の区域	※ 別図のとおり。

2 開発行為の許可年月日等

林地開発許可の年月日 及び番号	
開発行為の完了年月日	

（協定の期間）

第2条 協定の期間は次のとおりとする。

始期 〇〇年〇〇月〇〇日

終期 〇〇年〇〇月〇〇日 （※10年間を標準とする。）

（現況の保存）

第3条 甲は、残置森林等の有する環境の保全機能を配慮し、森林（及び緑地）以外の土地利用を行わずに現況を保存するものとする。

2 甲は、やむを得ず残置森林等の区域で森林（及び緑地）以外の土地利用をしようとするときは、乙と協議のうえ、協定の内容を変更するか又は新たに協定を締結するものとする。

（森林計画）

第4条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等及び法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象となる残置森林等においては、当該計画に従って施業することを旨としなければならない。

（保育と補植）

第5条 甲は、下草の繁茂や立木の疎密状態など残置森林等の状況に応じ、下刈や間伐など適切な保育作業を行うほか、立木の枯損などにより残置森林等の公益的機能が低下したときは、適切な種類の樹木を適切な時期に補植するよう努めるものとする。

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第6条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等の区域で立木を伐採をするときは、法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書を〇〇市（町）長に提出しなければならない。

（承継）

第7条 甲は、残置森林等の所有権その他森林（等）を利用する権利を他に移譲するときは、この協定事項を当該権利者に承継します。

（法令の遵守）

第8条 甲は、残置森林等に関して法令に定める規定があるときは、当該法令の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 甲は、この協定の期間が終了したときは、乙と協議のうえこの協定内容に準じた協定を締結するよう努めるものとする。

2 残置森林等の取扱いでこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議をしてその取扱いを定めるものとする。

この協定締結の証として本証2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとし、甲は、その写しを県民局長に提出することとする。

年 月 日

甲	住所 氏名	(開発行為者)
	(住所 氏名	(森林所有者)
乙	住所 氏名	(自治会長)

※ 1 () 内は、残置森林等の管理に関する誓約書における残置森林等に造成緑地が含まれる場合に適用する。

2 添付する平面図及び位置図は、森林法による開発許可事務取扱要綱別表2の残置森林等配置図及び位置図に準じて作成すること。

他法令との関係及び手続き状況

(1) 許・認可関係

番号	法令種	該当の有無	許認可済	申請中	届	年月日
1	河川法					
2	都市計画法	市街化区域				
		市街化調整区域				
		その他				
3	自然公園法					
4	土地収用法					
5	道路法					
6	鉱業法					
7	採石法					
8	砂利採取法					
9	宅地造成及び特定盛土等規制法 (旧宅地造成等規制法)					
10	農振法					
11	農地法					
12	文化財保護法					
13	土壌汚染対策法					
14	総合治水条例					
15	太陽光発電施設等と 地域環境との調和に関する条例					
16	森林法 (森林の土地の所有者となった旨の届出)					
※	(その他参考法令等)					

(2) 協議関係

番号	協議事項	該当の有無	協議	届	年月日
1					
2					
※	(その他参考協議等)				

注 (1) 該当するものに○を附すること。

(2) 該当する許可、協議する関係の書類を添付すること。

様式7号の附

※ 1の他参考法令等の例

番号	法令等の名称	規制等の概要
1	国土利用計画法	土地取引の事前届出制度など
2	国有財産法	公共用財産の用途廃止、付替等の許可など
3	墓地、埋葬等に関する法律	墓地の区域等の変更・廃止に係る許可など
4	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域における開発行為等の届出など
5	下水道法	公共下水道計画区域内における下水道の構造等の協議など
6	地すべり等防止法	地すべり防止区域における現況改変等の行為の制限など
7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物及び産業廃棄物に関する許認可制度など
8	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜崩壊危険区域における現状改変等の行為の制限など
9	環境影響評価法	環境アセスメントに関することなど
10	兵庫県立自然公園条例	県立自然公園における開発行為の制限など
11	緑豊かな地域環境の形成に関する条例	線引き都市計画区域以外の区域における開発行為等の制限など
12	ため池の保全に関する条例	ため池の廃止や改築等の届出など
13	環境の保全と創造に関する条例	土石採取等に関する景観保全の遵守基準など
14	開発区域の良好な環境の確保に関する条例	知事と開発業者との款の開発行為の施行に関する協定など
15	環境影響評価に関する条例	環境アセスメントに関することなど（環境影響評価法の対象となる事業を除く）
16	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	土砂埋立て等の行為に関する許可制度など
17	総合治水条例	重要調整池の設置計画を含む開発行為届など
18	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例	太陽光発電施設の設置工事等の事業計画の届出など
19	森林法（森林の土地の所有者となった旨の届出）	地域森林計画対象民有林で新たに当該森林の土地の所有者となった旨の届出

※ その他参考協議等の例

開発行為により直接影響を受けると
見込まれる水利権者等の同意一覧表

種 別	代 表 者	同 意 年 月 日	摘 要
○ ○ 水 利 権		・ ・	
○ ○ 水 利 権		・ ・	
○ ○ 漁 業 組 合		・ ・	
○ ○ 漁 業 組 合		・ ・	

兵庫県指令 第 号

申請者住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

（ 兵庫県知事
兵庫県〇〇県民局長 ） 印

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町（大字） 字 番 ほか （大字） ほか 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開 発 行 為 の 着手予定年月日	年 月 日
開 発 行 為 の 完了予定年月日	年 月 日

許可に付する条件：別紙（裏面）のとおり

（教示）

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して、裁定の申請をすることができます。また、この場合の訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

兵庫県指令 第 号

申請者住所
氏名

年 月 日付けで変更申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、次の条件を付けて変更許可します。

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 印

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町（大字） ほか 字 （大字）ほか 番 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開 発 行 為 の 着手(予定)年月日	年 月 日
開 発 行 為 の 完了予定年月日	年 月 日
既 許 可 の 番 号 及 び 年 月 日	兵庫県指令 第 号・ 年 月 日

許可に付する条件：別紙（裏面）のとおり

（教示）

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して、裁定の申請をすることができます。また、この場合の訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

許可に付する条件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合は、この許可を取り消すことがある。

- 1 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 2 本県職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 3 開発行為に着手及び完了したときは、遅滞なく兵庫県〇〇県民局長に届け出ること。
また、本県職員が開発行為の施行結果に関する確認を行う場合にはこれを拒否しないこと。
- 4 開発行為の施行に当たっては、着手届に添付して提出する工事防災計画書に基づき施工し、その内容を遵守すること。
- 5 許可後完了するまでの間、許可を受けた翌月以降の〇月末現在の施行状況について、その翌月の10日までに、兵庫県〇〇県民局長に報告すること。（年1回以上定期的に報告）
- 6 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく兵庫県〇〇県民局長に届け出るほか、その指示に従って防災措置を講じるとともに、本県職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 7 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行ったとき、又は開発許可に基づく地位を第三者に承継したときは、遅滞なく兵庫県〇〇県民局長に届け出ること。
- 8 開発行為の内容を変更するときは、変更の許可申請又は変更の届出を行うこと。
- 9 開発行為の施行中においては、災害の防止に万全を期すること。万一災害が発生しあるいは発生する恐れがある場合は、土のうの設置、排水処理その他の適切な措置を講じるとともに、遅滞なく兵庫県〇〇県民局長に届け出ること。
- 10 森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設として次に掲げる施設^{※1}を計画書の内容のとおりにより先行設置することとし、当該施設の設置が完了するまでの間は、次に掲げる開発行為^{※2}に着手しないこと。
なお、当該施設の施工に伴う伐採及び、当該施設の設置が完了したときは、兵庫県〇〇県民局長にその旨を届け出ること。当該施設の設置が完了したことは、本県職員による当該施設が計画書の内容のとおりにより設置されたことの確認により、これを認める。

※注 上記※1及び※2の記載要領

※1 具体的な施設（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、沈砂池等）及び必要に応じてその仕様（容量、強度、水の放出量など主要な仕様）を明記すること。仮設の施設であつて許可申請時に仕様を確定できない場合は、当該施設の設置に着手する前にあらかじめ協議して決めた仕様とすること。

※2 具体的な開発行為（土地造成、工作物の設置、土石等の採掘又は搬入等）を明記すること。

- 11 開発行為の施行中における森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の維持管理については計画書に記載の維持管理方法に即して行うこと。
- 12 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に写真等により施行状況を報告すること。
- 13 残置又は造成した森林については、将来にわたり保全又は形成に努めること。

※ 許可に付する条件は、これに固執することなく、具体的案件に即した条件を追加、変更して差し支えない。

※ 許可に付する条件の追加、変更の記載例

(施行状況報告の記載例)

- 5 許可後完了するまでの間、許可を受けた翌月以降の3月末及び9月末現在の施行状況について、その翌月の10日までに、兵庫県〇〇県民局長に報告すること。

ただし、防災施設の設置が完了するまでの間は、許可を受けた翌月以降の月末現在における施行状況について、その翌月の10日までに、毎月、兵庫県〇〇県民局長に報告すること。

開発行為の目的が（その他「土砂埋立」）等（高盛土）の場合の記載例

- 1 開発行為は、次の(1)から(2)に定めるほか、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

(1) 残土搬入にあたっては、あらかじめ本県職員による防災施設等の完了確認並びに残土搬入の承認を受けるとともに、下流に対する安全を確認した上で行うこと。

(2) 申請書に添付の盛土安定計算に用いている土砂の土質定数（単位体積重量、粘着力、内部摩擦角）を下回る残土を搬入することのないよう、管理体制を整えること。

また、残土搬入後完了するまでの間、毎年9月に残土の土質調査を実施して、その翌月の10日までに土質調査結果を兵庫県〇〇県民局長に報告すること。万一、本県職員が残土の土質調査を指定した場合には、これを拒否しないこと。

兵庫県指令 第 号

申請者住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定により不許可とします。

年 月 日

〔 兵庫県知事
兵庫県〇〇県民局長 〕 印

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町（大字） 字 番 ほか （大字） ほか 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的 及び事業の名称	
不許可処分の理由	（例）森林法第10条の2第2項第〇号に該当すると認められるため。 以下、詳細は別紙記載のとおり。

（教示）

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して、裁定の申請をすることができます。また、この場合の訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

兵庫県指令 第 号

申請者住所

氏名

年 月 日付けで変更申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定により不許可とします。

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長

印

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町（大字） 字 番 ほか （大字） ほか 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的 及び事業の名称	
不許可処分の理由	（例）森林法第10条の2第2項第〇号に該当すると認められるため。 以下、詳細は別紙記載のとおり。

（教示）

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して、裁定の申請をすることができます。また、この場合の訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

開 発 行 為 着 手 届 出 書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () ー 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、下記のとおり着手したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開 発 行 為 の 着 手 年 月 日	年 月 日
開 発 行 為 の 完了予定年月日	年 月 日

注 申請時に作成した工事防災計画書を再度検討し添付すること。

防 災 施 設 等 伐 採 完 了 届

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () ー 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、下記のとおり防災施設等に係る伐採が完了したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日		兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所		市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積		ヘクタール
開発行為の目的		
防 災 工 事 の 内 容	防災施設名	
	防災施設数量	
	防災施設に係る森林	ヘクタール
	完了年月日	

注 施工箇所を明示した図面及び状況写真を添付すること

防 災 施 設 等 先 行 設 置 完 了 届

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () — 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、下記のとおり防災施設等の先行設置が完了したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日		兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所		市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積		ヘクタール
開発行為の目的		
防 災 工 事 の 内 容	防災施設名	
	防災施設数量	
	防災施設に係る森林	ヘクタール
	完了年月日	

注 施工箇所を明示した図面、出来形図面及び状況写真を添付すること

開 発 行 為 中 止 届 出 書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () — 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、下記のとおり中止したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日			
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字ほか 筆			
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール			
開発行為の目的				
工事着手年月日及び 工事完了予定年月日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
中 止 年 月 日	年 月 日			
中 止 の 理 由				
再着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
中 止 後 の 措 置				

注 中止後の措置については、防災措置の図面及び計画書等を添付して具体的に説明すること。

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話 () ー 番
電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為で、下記のとおり災害が発生したので届け出ます。

記	
許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 町(大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
災害発生年月日	年 月 日
災害発生区域	
被災状況	
復旧方法	
復旧完了予定年月日	

注 1 被災状況は、図面及び写真等で明示する。
 2 復旧方法として、復旧計画書等を添付する。

土地の権利譲渡届出書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () ー 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の権利について、下記のとおり譲渡したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令	第	号	年	月	日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 郡	区 町(大字) ほか	字 (大字)ほか	番 字ほか	筆	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール					
開発行為の目的						
譲渡に係る土地の所在場所				譲受人の住所・氏名		
市・町	(大字)	字	地番			
譲渡理由						

注1 譲受人に関する様式第3号「土地所有者等関係権利者の同意書」を添付すること。
2 様式第4号「開発区域の地番一覧表」を添付すること。

開發行為內容變更届出書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 () 一 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、下記のとおり開発行為の内容に変更が生じたので届け出ます。

記

[illegible]

- 注 1 変更前と変更後を対比する書類及び変更内容を示す書類を添付すること。
2 開発行為の施行期間を変更する場合は、変更工程表を添付すること。

開 発 行 為 施 行 状 況 報 告 書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

報告者住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () ー 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、 年 月 日現在の施行状況を
下記のとおり報告します。

記

開 発 工 事 名					
許 可 番 号 及 び 年 月 日	兵庫県指令 第 号 年 月 日				
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 区 郡 町 (大字) ほか	字 (大字) ほか	番 字ほか	筆	
開発行為に係る森林の面積	ヘクタール				
開 発 行 為 の 目 的					
工 事 着 手 年 月 日 及 び 工 事 完 了 予 定 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了 予 定	年 月 日	
進 捗 率	計 画	%	実 施	%	
現 場 責 任 者 の 連 絡 先	住所 事 業 者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) TEL 住所 施 工 者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) TEL 住所 設計管理者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) TEL				
備 考					

注 1 工程表及び施工状況のわかる写真、図面等を添付する。
2 備考欄には、変更申請等の予定、中間指導及び完了確認等の実施希望等を記入する。

開発行為に関する工事完了確認証

第 号
年 月 日

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 様

兵庫県〇〇県民局長

森林法第10条の2の規定により許可を受けた下記の開発行為に関する工事は、確認の結果、許可内容に適合していることを証します。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町（大字） 字 番 ほか （大字）ほか 字ほか 筆
開発行為の目的	
完了確認年月日	年 月 日
備 考	

防災施設等の先行設置工事完了確認証

第 号
年 月 日

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）様

兵庫県〇〇県民局長

森林法第10条の2の規定により許可を受けた下記の開発行為に関する防災施設等の先行設置工事は、確認の結果、許可内容に適合していることを証します。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 字 番 郡 町（大字） ほか（大字） ほか 字ほか 筆
開発行為の目的	
防災施設等の 先行設置 完了確認年月日	年 月 日
備 考	

様式第17号関連 参考様式第1号

(工事完了届提出時において、植生定着が確認できない場合)

緑 化 に 関 す る 確 認 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 () - 番

電子メール

次の造成森林、造成緑地については、植栽及び種子吹付等の施工直後であり、植生の定着には至っていないため、1年後の 年 月に植生状態を確認し報告します。植生定着に至っていない場合には再度緑化等の措置を行います。

造成森林・造成緑地の の所在場所	※1
造成森林・造成緑地の 区域	別添図面のとおり (※2)

※1 対象となる造成森林・造成緑地の地番を全て記入する。

※2 添付図面の作成は別表2によることとし、対象となる造成森林・造成緑地を明示する。

林地開発許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 (.....) 番

電子メール

森林法第10条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の着手 予定年月日	年 月 日
開発行為の完了 予定年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 「面積」は、実測とし、ヘクタールを単位として小数点4位まで記入してください。
- 2 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その
手続状況を記載してください。

(申請書裏面)

県収入証紙貼付欄

開発行為に係る 森 林 の 面 積	0.5ha～1.0ha	1.0ha～3.0ha	3.0ha～6.0ha	6.0ha～10.0ha	10.0ha以上
林地開発行為許可	260,000	390,000	510,000	660,000	870,000

※ 手 数 料 欄	
林地開發行為 許 可	円

注 ※は、記入しないこと。

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） — 番

電子メール

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則第6条の規定により、次のとおり開発行為の内容の変更の許可を申請します。

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日					
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字 ほか 筆					
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前 の面積		変更後 の面積		差 引 増 減	
開発行為の目的						
変更の理由						
変更の内容						
着手年月日及び 完了予定年月日	着 手	年 月 日		完 了 予 定	年 月 日	

(申請書裏面)

県 収 入 証 紙 貼 付 欄								
開発行為に係る森林の面積	0.1ha未満	0.1ha～0.3ha	0.3ha～0.6ha	0.6ha～1.0ha	1.0ha～3.0ha	3.0ha～6.0ha	6.0ha～10.0ha	10.0ha以上
ア 新たな森林の編入(a)	86,000	130,000	190,000	260,000	390,000	510,000	660,000	870,000
イ ア以外の変更(b)	8,600	13,000	19,000	26,000	39,000	51,000	66,000	87,000
ウ 合計(a)+(b)								

〈備考〉 (1) ウの合計欄の所定箇所に合計金額を記入すること。

(2) ウの合計額が1件87万円を超える時は87万円とする。

※ 手数料欄		
林地開発行為 変更許可	内	ア 円
	訳	イ 円
	ウ 合計	円

注 ※は、記入しないこと。

関係市町長による意見把握に係る資料提供同意書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） — 番

電子メール

下記開発行為について、関係市町長が開発行為により影響を受ける者の意見を把握するため必要がある場合には、その意見の把握に必要な範囲において、林地開発許可申請書及び添付図書の全部又は一部を当該影響を受ける者へ提供することに同意します。

記

1 開発行為の目的及び名称

2 開発行為に係る森林の所在場所

関係市町長意見への対応状況報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） — 番

電子メール

- 1 開発行為の目的及び名称
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 関係市町長意見への対応状況

市町名	関係市町意見	対応状況

Ⅲ 關係要綱・要領等

林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、林地開発による地域紛争の未然防止を図り、開発事業を円滑に進めるため申請者が行う周辺自治会との合意形成に関する手続を定め、地域における森林法の見地からの健全な生活環境の維持（以下「生活環境の維持」という。）を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、「周辺自治会」とは、開発区域の全部又は一部を区域内に有する自治会及び開発区域に隣接し、開発行為により土砂が流出し、又は水の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認められる自治会をいう。

（申請者の責務）

第3 申請者は、林地開発に当たっては、紛争の予防に関し、県及び市町の施策に協力するとともに、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、周辺自治会との良好な関係を損なわないように努めなければならない。

（開発計画書の提出）

第4 申請者は、開発計画の概要を記載した開発計画書（様式1号）を開発計画に係る森林の区域（2以上の市町にわたる森林区域のうち、最大面積の森林の区域をいう。）を管轄する県民局長に提出しなければならない。

（周知計画書の提出）

第5 開発計画書を提出した申請者は、周辺自治会に対する開発計画の説明会の開催に関する事項その他開発計画の周知に関して必要な事項を定めた周知計画書（様式2号）を県民局長に提出しなければならない。

（関係市町長への要請）

第6 県民局長は、第4による開発計画書の提出及び第5による周知計画書の提出があったときは、速やかにその写しを関係市町長に送付し、開発計画及び周知計画の内容に関して申請者への必要な指導を行うよう要請するものとする（様式5号）。

（周辺自治会への開発計画の周知及び意見書の提出）

第7 申請者は、周知計画に基づく説明会（以下「説明会」という。）の開催等を行い、周辺自治会に対し、開発計画について周知を図らなければならない。

2 申請者は、説明会の開催後、周辺自治会からの生活環境の維持に関する意見書（様式3号）の提出を求めなければならない。

（開発計画説明会実施報告書の提出）

第8 申請者は、周辺自治会に開発計画の周知を図ったときは、その実施状況について、開発計画説明会実施報告書（様式4号）を県民局長に提出しなければならない。

2 前項の開発計画説明会実施報告書には、周辺自治会からの生活環境の維持に関する意見書を添付しなければならない。

（合意形成手続の終了）

第9 県民局長は、第8により提出された意見書の内容が林地開発に合意するものである場合は、この合意形成手続を終了する。

- 2 申請者は、第7により提出された意見書の内容に理由があると認めるときは、開発計画の再検討をし、開発計画書を再度県民局長に提出しなければならない。この場合、第5から前項までは、開発計画書の再提出があった場合について準用する。
- 3 申請者が合意形成に対して誠実な努力を行ったにもかかわらず、開発合意に至らない場合であって、県民局長がやむを得ないと認めるときは、この合意形成手続を終了する。

(関係市町長の意見)

第10 県民局長は、第9の3の判断をするときは、開発計画説明会実施報告書の写しと周辺自治会からの意見書の写しを関係市町長に送付し、生活環境の維持の見地から開発計画について意見を求めるものとする(様式6号)。

(指導又は助言)

第11 県民局長は、生活環境の維持の観点から申請者と周辺自治会との合意形成に関して必要な指導又は助言を行うものとする。

(報告の聴取)

第12 県民局長は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な範囲において申請者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という)前に、既に改正前の森林法による林地開発許可事務取扱要綱の別表1の9及び10に規定する自治会の同意書を取得している者にあつては、この要綱を適用しない。
- 3 施行日前に、既に周辺自治会に対して合意形成に関する説明会を行っている者については、既にこの要綱による手続を進めているものとみなし、第7から第12までを準用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続きに関する要綱」第5に基づく「開発計画書」を提出している者にあつては、改正前の要綱を適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式1号

開 発 計 画 書

年 月 日

兵庫県〇〇〇県民局長

様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 () — 番
電子メール

開 発 行 為 の 目 的 及 び 名 称	
開発行為の所在場所	
開 発 行 為 の 概 要	
生 活 環 境 の 維 持 の た め の 措 置	
そ の 他 の 記 載 事 項	
添 付 書 類	・ 開発計画及び残置又は造成する森林の維持管理の内容を平易に記載した書類 ・ 位置図、現況図、土地利用計画平面図、防災関係図

周知計畫書

年 月 日

兵庫県〇〇〇県民局長

様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 () — 番
電子メール _____

開 発 行 為 の 目 的 及 び 名 称		
開 発 行 為 の 所 在 場 所		
説明会に関する事項	開 催 日 時	
	開 催 場 所	
	周 辺 自 治 会 名	
	開催の周知方法	
	配布する書類及び図面の名称	
説 明 会 以 外 の 周 知 方 法		
そ の 他 の 記 載 事 項		
添 付 書 類		・ 周辺自治会区域図

意 見 書

年 月 日

開発申請者 様

自治会名 _____
自治会代表者氏名 _____ 印
電話 () — 番
電子メール

開 発 申 請 者 の 氏 名	
開 発 行 為 の 名 称	
開発行為の所在場所	
意 見	

〔注〕 意見は、森林法に基づく許可要件である災害の防止、水害の防止、水の確保（量及び工事に伴う濁り）、環境の保全（森林の確保及び維持管理）に関する見地から、地域における健全な生活環境の維持のための意見を記載するものとする。
ただし、意見の内容は、具体的に記入してください。

開 発 計 画 説 明 会 実 施 報 告 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 () — 番
 電子メール _____

開発行為の目的及び名称		
開発行為の所在場所		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	周辺自治会名	(自治会の権利戸数も記載する)
	参加者	
	説明内容	
説明会以外の周知方法		
自治会の意見に対する 申請者の見解		
その他の記載事項		

添付書類

- 1 説明会に配布した書類及び図面
- 2 周辺自治会からの意見書の写し
- 3 自治会の意見に対する申請者の見解を具体的に説明できる書面

様式 5 号

第 号
年 月 日

〇〇市（町）長 様

兵庫県〇〇県民局長

開発計画書及び周知計画書の送付について

このことについて、下記における、森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく開発許可申請の
事前手続きとして、標記計画書が提出されました。

ついては、その写しを送付しますので、地域の生活環境の維持のための措置に関し申請
者を指導願います。

記

- 1 申請者
- 2 開発行為の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 開発計画書及び周知計画書 ー ー ー 別添

様式 6 号

第 年 月 日 号

〇〇市（町）長 様

兵庫県〇〇県民局長

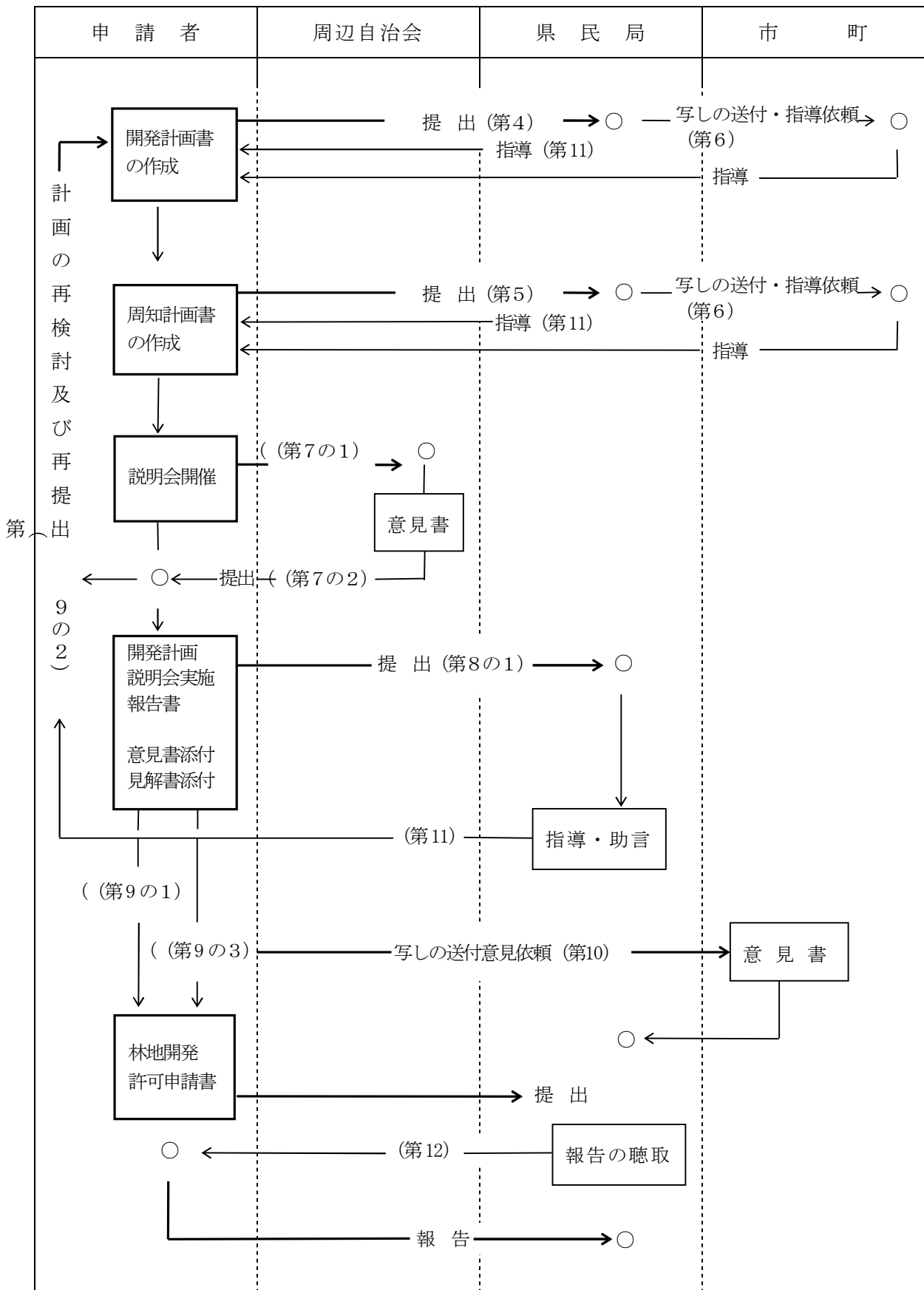
林地開発行為における周辺自治会との合意形成について

このことについて、下記のとおり申請者より開発計画説明会実施報告書の提出がありましたので、地域における森林法の見地からの健全な生活環境の維持を図るために開発計画についてのご意見をお願いします。

記

- 1 申請者
- 2 開発行為の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 開発計画書及び周知計画書 ― ― ― 別添

林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱のフロー図



林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱（以下「要綱」という）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 自治会とは、相当規模の区域をもって、地域生活全般の向上を図ることを目的としてつくられた自治組織をいう。

(開発計画書及び周知計画書)

第3 申請者は、要綱第4の開発計画書及び第5の周知計画書を提出し、森林法第10条の2第1項に規定する許可の申請の前に要綱による手続きを終了しなければならない。

2 開発計画書には、開発計画及び残置又は造成する森林の維持管理の内容（以下「開発計画等」という。）を平易に記載した書類並びに位置図、現況図、土地利用計画平面図、防災関係図を添付しなければならない。

3 周知計画書には、要綱第2に定義している「周辺自治会」の区域を示した周辺自治会区域図を添付しなければならない。

(説明会の開催方法等)

第4 申請者は、説明会を関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所が無い場合にあっては、周辺地域において開催することができる。

2 申請者は、説明会において、周辺自治会に対し開発計画等の内容を平易に記載した書類及び図面を配付し、開発計画を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、要綱第7の2による意見書の提出を求めることを説明しなければならない。

(意見書)

第5 要綱第7の2の意見書は、森林法第10条の2第2項に基づく許可要件である災害の防止、水害の防止、水の確保（量及び工事に伴う濁り）、環境の保全（森林の確保及び維持管理）に関して提出できるものとする。

附則

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

ゴルフ場開発に係る審査指針について

〔平成3年 4月 1日
農林水産部長から各農林事務所長及び六甲治山事務所長あて〕

ゴルフ場開発に係る森林法の許認可の際の指導方針として別紙の審査方針を設けることとしましたので通知します。

また、ゴルフ場開発に係る大規模開発及び取引事前指導要綱に基づく事前協議・都市計画法及び宅地造成等規制法等においてもこの指針の趣旨を踏まえて指導されることとなったので申し添えます。（※）

別紙

ゴルフ場開発に係る審査指針（内規）

平成2年6月11日付林野庁長官通達により、ゴルフ場開発に対しては切土量及び盛土量がそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立法メートル以下とすること等、新たな基準が定められたところであるがこの基準を満足させるため高い擁壁により設計する等、好ましくない計画が見受けられることから以下の指針を定める。

〔1〕指針

- 1 切土量及び盛土量は、それぞれ18ホール当たり200万立法メートル以下とすること。
なお、切土は原則として開発区域外へ搬出しないこと。
- 2 地形及び植生の改変面積は、開発区域の面積に対して50パーセント以下であること。
- 3 開発区域及びその周辺地域における流域は、原則として変更しないこと。
- 4 コース造成によって生じる法面の高さは、おおむね40メートル以下であること。
- 5 コース造成によって生じる法面の勾配は、切土部にあっては35度以下、盛土部にあっては30度以下であること。
- 6 コース造成のための擁壁の高さは原則として5メートル以下とし、かつ、区域外から見通せる範囲については自然石等を用いた修景が施されていること。

〔2〕運用

これらの指針は、新たな林地開発基準（平成2年6月11日付林野庁長官通達）が適用されるものについて適用する。

（※）平成3年4月1日付土企第532号都市住宅部長から関係土木事務所長あて通

「太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可の取扱いについて」（案）

制定：平成 26 年 1 月 30 日付け豊第 1623 号

改正：令和 8 年 9 月 1 日付け治第 1653 号

1. 当該設備の架台や基礎の形状に関係なく「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）第 5 の 1 の(4)において例示される「建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築」に該当し、当該施設の設置によって土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為とみなされることから森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく林地開発許可の対象とする。
2. 開発行為の目的については、「開発行為の許可基準等の運用について」（令和 4 年 11 月 15 日付け 4 林整治第 1188 号林野庁長官通知）の別記 5 の第 3 の表における「開発行為の目的」のとおり「太陽光発電設備の設置」とする。
3. 当該施設設置後の雨水流出量算出根拠となる流出係数については、従前どおり土地利用区分に応じた水平投影面積による加重平均により算出し、発電パネル自体の面積には係数 1.0 を用いて算出するものとする。
4. 盛土部において当該施設の設置に合わせて貯留施設や浸透型施設を併設する場合は、盛土の含水比の上昇及び目詰まり等による浸透機能の著しい低下などにより適切な維持管理ができない恐れがあることから、施設による流出抑制の効果を雨水流出量の算定に含めないこととする。
5. 当該施設区域の排水計画の指導に当たっては、以下の点に注意すること。
 - (1)施設区域の排水が周囲に影響を及ぼさない計画であり、必要に応じて、造成面傾斜を施設区域の内向きとし、周辺に防災小堤などの対策を設け、緩傾斜地であっても小段を設けて浸食・流出防止の対策などが整備されていること。
 - (2)地表面に雨水などが滞水しないように、コンクリートその他の耐水・耐久性の材料で作られた排水施設により速やかに排水される計画であること。特に、発電パネルを盛土部に設置する場合は、表面浸食による土砂流出や地下水滞留による盛土材の劣化・崩壊など安定性の低下を引き起こすために、例えばパネル配置状況に応じて排水ブロックを細分化して小断面の排水路を数多く配置するなどの排水計画を求めること。
 - (3)既存造成地内で新たな造成行為を伴う場合は、既存盛土の安全性が現行基準を満たしていることを確認し、新たな盛土により安全性が不足する場合は対策を講じること。

附則

（適用期日）

平成 26 年 1 月 30 日から適用する。

（適用期日）

平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

（適用期日）

令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（適用期日）

令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（適用期日）

令和 8 年 9 月 1 日から適用する。

IV 土石採取等遵守基準關係

環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

制定（平成 7 年 7 月 18 日条例第 28 号）

改正（平成 13 年 3 月 28 日条例第 12 号）

（事業者に対する指導又は助言）

第 87 条 知事は、自然環境の保全を図るため、事業者が行う工作物の新築等、土地の形質の変更、土石の採取等について必要な指導又は助言を行うものとする。

（土石採取等遵守基準）

第 108 条の 2 知事は、土石の採取等を行う者が遵守すべき基準（以下「土石採取等遵守基準」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、土石の採取等を行う者が、土石採取等遵守基準を遵守しないため、自然環境の保全に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土石の採取等を行う者に対し、土石採取等遵守基準を遵守すべき旨を勧告することができる。
- 3 （略）

（その他の地域における土石の採取等の規制）

第 109 条 自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区又は指定野生動植物種保存地域以外の地域（以下「その他の地域」という。）内において、第 90 条第 4 項第 3 号に掲げる行為（規則で定める規模以上の土地の形質の変更を伴うものに限る。以下「土石の採取等」という。）をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、当該土石の採取等の場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該土石の採取等をするについて、森林法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）、自然環境保全法、都市緑地法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）又は風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年兵庫県条例第 30 号）の規定に基づき、許可を受け、又は届出をした者については、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る土石の採取等しようとする区域（その周辺の区域を含む。以下「採取区域等」という。）における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して 30 日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。
- 3 知事は、第 1 項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第 1 項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。
- 4 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出した日から起算して 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 知事は、採取区域等における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。

（違反事業者名等の公表）

第 150 条 （第 1 項略）

- 2 知事は、第 108 条の 2 第 2 項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

※環境条例第 108 条の 2 及び第 150 条第 2 項の規定は、平成 13 年の改正により創設された。

土石採取等遵守基準

(平成 13 年 3 月 29 日告示第 548 号の 8)

改正 (平成 25 年 10 月 1 日告示第 1187 号)

環境の保全と創造に関する条例 (平成 7 年兵庫県条例第 28 号) 第 108 条の 2 第 1 項の規定による土石採取等遵守基準を次のとおり定め、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

1 採取等区域の選定に係る基準

土石の採取等をしようとする区域 (以下「採取等区域」という。) の選定に当たっては、次に掲げる区域を採取等区域内に含まないようにすることとし、やむを得ずこれらの区域を採取等区域内に含む場合には、自然景観の保全上支障がないように緑化等の必要な措置を講ずること。

- (1) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正 7 年法律第 32 号) 第 8 条の 8 第 3 項に規定する特別保護地区の区域
- (2) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 2 条第 1 号に規定する国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (昭和 42 年法律第 103 号) 第 5 条第 1 項に規定する近郊緑地保全区域
- (4) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区の区域
- (5) 都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号) 第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区の区域
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号) 第 36 条第 1 項に規定する生息地等保護区の区域
- (7) 景観の形成等に関する条例 (昭和 60 年兵庫県条例第 17 号) 第 8 条第 1 項に規定する景観形成地区及び同条例第 15 条第 1 項に規定する広域景観形成地域の区域
- (8) 環境の保全と創造に関する条例第 89 条第 1 項に規定する自然環境保全地域、同条例第 95 条第 1 項に規定する環境緑地保全地域、同条例第 100 条第 1 項に規定する自然海浜保全地区及び同条例第 104 条第 1 項に規定する指定野生動植物種保存地域の区域
- (9) 主要交通路 (高速自動車国道、一般国道、県道 (道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 56 条の規定により指定された主要な県道又は道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 7 条の 2 第 2 項に規定する阪神高速道路に限る。)、市道 (道路法第 56 条の規定により指定された主要な市道又は道路整備特別措置法第 7 条の 2 第 2 項に規定する阪神高速道路に限る。)、鉄道、軌道又は普通索道をいう。以下同じ。)) から展望できる区域で主要交通路の路端から 500 メートル以内の区域
- (10) (1) から (9) までに掲げるもののほか、特に自然景観を保全するために必要があるものとして知事が指定する区域

2 緑化の目標及び緑化計画に係る基準

採取等区域の緑化は、周辺の自然景観との調和を図りつつ、早期の植生の回復を達成することを目標とし、これを着実に実施するための緑化計画を策定すること。

3 緑化に使用する植物の選定に係る基準

- (1) 樹木による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を用いることとし、やむを得ず郷土種を用いない場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な樹種を選定すること。
- (2) 草本類による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を混合したものを用いることとし、やむを得ず郷土種を混合しないものを用いる場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な種類の植物を選定すること。

- (3) 単一の植物による緑化ではなく、周辺の植生との調和を考慮して複数の植物による緑化を行い、自然景観の向上を図ること。
- (4) 採取等区域内に樹種、樹齢等からみて移植して保存すべき樹木がある場合には、できる限り当該樹木を移植するように努めること。

4 造成工に係る基準

- (1) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さの基準は、別表のとおりとすること。
- (2) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さが別表に定める基準の範囲内にある場合でも、樹木の植栽、生育等が困難なときは、その事情を考慮して定めるように努めること。

5 基礎工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 客土を行う場合には、できる限り有機物や種子を含む採取等区域内の土地の表土を用いて行うように努めること。

6 植生工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 緑化の対象となる土地の地形、地質等を考慮し、適切な工法を採用すること。
- (3) 植栽を行うに当たっては、周辺の自然景観との調和に配慮して樹木の配置を定めること。
- (4) 植栽は、樹種に応じた適切な時期に行うこと。

7 土石の採取等を行っている間の暫定的な措置に係る基準

- (1) 土石の採取等によって生ずる法面のうち少なくともその2分の1に相当する部分については、適宜の方法により暫定的に緑化し、又は裸地の遮へいを行うこと。
- (2) 暫定的な措置の内容は、当該措置を行う期間を考慮して決定すること。
- (3) 暫定的な緑化は、種子吹付工によって行うことを原則とすること。

8 植栽樹木等の管理の方法に係る基準

- (1) 植栽した樹木等が健全に生育するように努めること。
- (2) 植栽した樹木等の生育状況を観察し、立ち枯れ、病害虫による被害等を発見したときは、樹木等が健全に生育するよう適切な措置を講ずるように努めること。
- (3) 植栽した樹木等の管理は、生育が安定するまで行うように努めること。

9 既着手行為に対する基準の特例

- (1) 本基準の施行の際既に着手していた土石の採取等（以下「既着手行為」という。）については、1の基準は適用しない。
- (2) 既着手行為については、採取等区域の現況の地形、実施中の土石の採取等の工法等からみて4から7までの基準に適合した措置を実施することが困難であることについてやむを得ない理由があると知事が認めるときは、これらの基準を緩和することができる。

別表

地盤の土質	項 目		対象区域		
			第1種区域	第2種区域	第3種区域
岩石	造成工	法面のこう配	50 度以下	60 度以下	60 度以下
		小段の幅	3 メートル以上	3 メートル以上	2 メートル以上
		小段の高さ	5 メートル以下	7.5 メートル以下	10 メートル以下
	緑化工	基礎工	小段に係る措置	客土（厚さ 0.9 メートル以上）	客土（厚さ 0.5 メートル以上）
			法面に係る措置	金網張工	ネット張工
		植生工	小段に係る措置	大苗木（高さ 3 メートル以上）の植栽	高木性の苗木の植栽
			法面に係る措置	厚層基材吹付工	種子吹付工
土砂	造成工	法面のこう配	45 度以下	45 度以下	45 度以下
		小段の幅	2 メートル以上	1.5 メートル以上	1.5 メートル以上
		小段の高さ	5 メートル以下	7.5 メートル以下	10 メートル以下
	緑化工	基礎工	小段に係る措置	土壌改良（厚さ 0.5 メートル以上）	—
			法面に係る措置	—	—
		植生工	小段に係る措置	大苗木（高さ 3 メートル以上）の植栽	高木性の苗木の植栽
			法面に係る措置	種子吹付工	種子吹付工

備考

- この表において「地盤の土質」とは、土石の採取等によって生ずることとなる法面又は小段における地盤の土質をいう。
- この表において「岩石」とは、硬岩又は軟岩（風化の著しいものを除く。）をいい、この表において「土砂」とは、岩石以外のものをいう。
- この表において「第1種区域」とは、「1 採取等区域の選定に係る基準」の(1)から(10)までに掲げる区域をいう。
- この表において「第2種区域」とは、次の区域をいう。
 - (1) 主要交通路から展望できる区域で主要交通路の路端から2キロメートル以内の区域（第1種区域を除く。）
 - (2) (1)に掲げるもののほか、自然景観の保全について(1)に掲げる区域と同等の配慮をすべき区域として知事が指定する区域
- この表において「第3種区域」とは、第1種区域及び第2種区域以外の区域をいう。
- この表において「高木」とは、成木に達したときの樹高がおおむね3メートル以上の樹木をいう。

V 森林法の開発許可申請手数料関係

開発許可申請手数料について

・地方自治法

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

(以下省略)

・使用料及び手数料徴収条例

第 2 条 (省略)

2 県は、地方自治法第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第 2 から別表第 4 までに定める手数料を徴収する。

開発許可にかかる手数料は、地方自治法に基づき許可事務を行う地方公共団体が定めることになっており、使用料及び手数料徴収条例（以下「条例」という。）により定めている。

1 開発許可の手数料根拠

兵庫県における森林法における開発許可の手数料根拠は以下のとおりである。

番号	開 発 行 為	条 例	別 表
1	森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可	第 2 条第 2 項	第 4 28 の 2 (1)
2	森林法第 10 条の 2 第 1 項の変更許可	第 2 条第 2 項	第 4 28 の 2 (2)

2 開発許可の手数料

兵庫県における森林法における開発許可の手数料は以下のとおりである。

番号	内 容 等	係る森林の面積等	手数料額
1	開発行為	0.5ha 超え 1.0ha未満 1.0ha 以上 3.0ha未満 3.0ha 以上 6.0ha未満 6.0ha 以上 10.0ha未満 10.0ha 以上	260,000円 390,000円 510,000円 660,000円 870,000円
2	ア 開発行為に係る森林への新たな森林の編入による変更	0.1ha 未満 0.1ha 以上 0.3ha未満 0.3ha 以上 0.6ha未満 0.6ha 以上 1.0ha未満 1.0ha 以上 3.0ha未満 3.0ha 以上 6.0ha未満 6.0ha 以上 10.0ha未満 10.0ha 以上	86,000円 130,000円 190,000円 260,000円 390,000円 510,000円 660,000円 870,000円
	イ 上記以外の変更	開発行為に係る森林の面積（面積の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発行為に係る森林の面積）に応じ、アに規定する額の10分の1	
	※ アにおいて、係る森林への新たな森林の編入以外の変更が含まれる場合における変更許可申請手数料額は、新たな森林を編入する前の面積に応じたイに掲げる額に相当する額を加算した手数料額とする。（アとイとの組合せで手数料額を決定） ただし、870,000円を限度額とする。		

使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 12 号）

省略

使用料及び手数料徴収条例（平成 21 年 3 月 23 日条例第 8 号）

使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

使用料及び手数料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条の規定に基づき、使用料及び手数料の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

2 使用料及び手数料の徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（使用料及び手数料の徴収）

第2条 県は、地方自治法第 225 条の規定により、同法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき、別表第 1 又は別表第 2 に定める使用料を徴収する。

2 県は、地方自治法第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第 2 から別表第 4 までに定める手数料を徴収する。

3 別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料及び手数料で金額の範囲を定めたものは、知事その他の執行機関並びに公営企業及び病院事業の管理者（以下「知事等」という。）がその金額を定める。

4 別表第 3 及び別表第 4 に定める手数料のうち、別表第 5 の右欄に掲げる指定試験機関等が行う同表の中欄に掲げる事務に係る同表の左欄に掲げる手数料は、当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

（使用料及び手数料の免除）

第3条 知事等は、貧困その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料及び手数料の不還付）

第4条 既に納めた使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（物件の不還付）

第5条 試験又は検査のために提出した物件は、還付しない。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補則）

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等の規則（告示その他の規定を含む。）で定める。

（罰則）

第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

2 使用料及び手数料の徴収についての職務の執行を妨げた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

省略

別表第4(第2条関係)

28 の 2 森林法に関する手数料

名 称	事務の区分		金 額	
(1) 林地開発行為許可申請手数料	森林法(昭和26年法律第249号。以下この部において「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為に係る森林の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール未満の場合	260,000円	
		開発行為に係る森林の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円	
		開発行為に係る森林の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円	
		開発行為に係る森林の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円	
		開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円	
(2) 林地開発行為変更許可申請手数料	法第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 開発行為に係る森林への新たな森林の編入	編入される森林の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
			編入される森林の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円
			編入される森林の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円
			編入される森林の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円
			編入される森林の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円
			編入される森林の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
			編入される森林の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
			編入される森林の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円
	イ 上記以外の変更		開発行為に係る森林の面積(面積の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発行為に係る森林の面積)に応じ、アの金額に10分の1を乗じて得た額	

備考 (2)の款アにおいて、開発行為に係る森林への新たな森林の編入以外の変更が含まれる場合における林地開発行為変更許可申請手数料の金額は、新たな森林を編入する前の面積に応じた同款イに掲げる額に相当する額を加算した金額とする。ただし、手数料の金額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。